

| 改正前 | | | | 改正後（案） | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|-----------|----------------|--|----------------|--|-------------|---------------------------|-----------|----------------|-----|--|--|--|---------------|---|---|---|---------------------------------|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--------------|--|--|--|------|--|--|--|---------|--|--|--|-------------------|--|--|--|--------------|--|--|--|---|--|--|--|-------|----------------|--|-------------|-------------|-----------|----------------|-----|--|--|--|--------------------------------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------------------------|--|--|--|------|--|--|--|-----------------|--|--|--|---|--|--|--|--------------|--|--|--|------------------------------------|
| <p>【表紙】</p> <p>盛土規制法に基づく申請等マニュアル</p> <p>令和7年5月 京都府</p> <p>※令和7年5月1日以降は、本マニュアルに基づき申請等を行ってください。</p> | | | | <p>【表紙】</p> <p>盛土規制法に基づく申請等マニュアル</p> <p>令和8年5月 京都府</p> <p>※ 令和8年5月1日以降は、本マニュアルに基づき申請等を行ってください。</p> | | | | <p>発行日の時点修正</p> <p>同上</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【p3】</p> <p>○ 各種窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項・区域</th> <th colspan="2">許可・相談・通報に関すること</th> <th>相談・通報に関すること</th> </tr> <tr> <th>宅地造成等工事規制区域</th> <th>特定盛土等規制区域</th> <th>府全域 (京都市除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向日市、長岡京市、大山崎町</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀岡市、南丹市、京丹波町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞鶴市、綾部市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎盛土規制法全般について</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎不法投棄・不適切な盛土について(不法投棄・盛土情報ダイヤル) 不法投棄 TEL 0120-530-993 盛土関係 TEL 0120-530-994</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> | | | | 事項・区域 | 許可・相談・通報に関すること | | 相談・通報に関すること | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | 府全域 (京都市除く) | 市町村 | | | | 向日市、長岡京市、大山崎町 | 略 | 略 | 略 | 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町 | | | | 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村 | | | | 亀岡市、南丹市、京丹波町 | | | | 福知山市 | | | | 舞鶴市、綾部市 | | | | 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 | | | | ◎盛土規制法全般について | | | | <p>【p3】</p> <p>○ 各種窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項・区域</th> <th colspan="2">許可・相談・通報に関すること</th> <th>相談・通報に関すること</th> </tr> <tr> <th>宅地造成等工事規制区域</th> <th>特定盛土等規制区域</th> <th>府全域 (京都市除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向日市、<u>長岡京市</u>、<u>大山崎町</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市、<u>城陽市</u>、<u>八幡市</u>、<u>京田辺市</u>、<u>久御山町</u>、<u>井手町</u>、<u>宇治田原町</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木津川市、<u>笠置町</u>、<u>和束町</u>、<u>精華町</u>、<u>南山城村</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀岡市、<u>南丹市</u>、<u>京丹波町</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞鶴市、<u>綾部市</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>宮津市</u>、<u>京丹後市</u>、<u>伊根町</u>、<u>与謝野町</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎盛土規制法全般について</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎不法投棄・不適切な盛土について(不法投棄・盛土情報ダイヤル) 不法投棄 TEL 0120-530-993 盛土関係 TEL 0120-530-994</p> <p style="text-align: right;">下線あり市町村は、全域宅地造成等工事規制区域</p> | | | | 事項・区域 | 許可・相談・通報に関すること | | 相談・通報に関すること | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | 府全域 (京都市除く) | 市町村 | | | | 向日市、 <u>長岡京市</u> 、 <u>大山崎町</u> | 略 | 略 | 略 | 宇治市、 <u>城陽市</u> 、 <u>八幡市</u> 、 <u>京田辺市</u> 、 <u>久御山町</u> 、 <u>井手町</u> 、 <u>宇治田原町</u> | | | | 木津川市、 <u>笠置町</u> 、 <u>和束町</u> 、 <u>精華町</u> 、 <u>南山城村</u> | | | | 亀岡市、 <u>南丹市</u> 、 <u>京丹波町</u> | | | | 福知山市 | | | | 舞鶴市、 <u>綾部市</u> | | | | <u>宮津市</u> 、 <u>京丹後市</u> 、 <u>伊根町</u> 、 <u>与謝野町</u> | | | | ◎盛土規制法全般について | | | | <p>相談窓口を特定するため、全域宅造区域となる市町村を明示</p> |
| 事項・区域 | 許可・相談・通報に関すること | | 相談・通報に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | 府全域 (京都市除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 向日市、長岡京市、大山崎町 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 亀岡市、南丹市、京丹波町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福知山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舞鶴市、綾部市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎盛土規制法全般について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事項・区域 | 許可・相談・通報に関すること | | 相談・通報に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | 府全域 (京都市除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 向日市、 <u>長岡京市</u> 、 <u>大山崎町</u> | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治市、 <u>城陽市</u> 、 <u>八幡市</u> 、 <u>京田辺市</u> 、 <u>久御山町</u> 、 <u>井手町</u> 、 <u>宇治田原町</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川市、 <u>笠置町</u> 、 <u>和束町</u> 、 <u>精華町</u> 、 <u>南山城村</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 亀岡市、 <u>南丹市</u> 、 <u>京丹波町</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福知山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舞鶴市、 <u>綾部市</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>宮津市</u> 、 <u>京丹後市</u> 、 <u>伊根町</u> 、 <u>与謝野町</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎盛土規制法全般について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※京都市内の相談は、下記までお問い合わせください。 京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課（略）</p> | | | | <p>※ 京都市内の相談は、下記までお問い合わせください。 京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課（略）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

問い合わせが多数あったため追加

【p6】
第1 概要編
1～2 略

3 許可の対象となる行為とは
(追加)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、法第2条に定める「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」を行う場合は、許可が必要となります（法第12条第1項又は第30条第1項）。

| 行為 | 行為の内容及び規模（括弧内は特定盛土等規制区域） |
|-------|---|
| 宅地造成 | 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更 |
| 特定盛土等 | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの |
| 土石の堆積 | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの |

(図略)

(法第2条、第12条第1項、第30条第1項、令第1条、第3条、第4条、第28条)

(追加)

【p6】
第1 概要編
1～2 略

3 規制の対象となる行為とは
(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（法第2条第2号、第3号、第4号）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、法第2条に定める「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」を行う場合は、許可が必要となります（法第12条第1項又は第30条第1項）。

| 行為 | 行為の内容及び規模（括弧内は特定盛土等規制区域） |
|-------|---|
| 宅地造成 | 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更 |
| 特定盛土等 | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの |
| 土石の堆積 | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの |

(図略)

(法第2条、第12条第1項、第30条第1項、令第1条、第3条、第4条、第28条)

(2) その他の定義
法第2条の用語の定義の他、以下の定義があります。

① 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更を指しますが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断することとしています。

| | |
|-------|--|
| 平地盛土 | 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの |
| 腹付け盛土 | 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの |
| 谷埋め盛土 | 谷や沢を埋め立てて行う盛土 |

② 土石の定義

法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

| | |
|----|--|
| 土砂 | <p>「土石」のうち「土砂」とは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）</p> <p>イ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの</p> <p>ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの</p> <p>エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの</p> <p>オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの</p> |
| 岩石 | <p>「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。</p> |

| | <p>③ <u>土石の堆積の定義</u> <u>法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。</u> <u>なお、次に掲げるものについては、法の規制対象とならないものを解されます。</u> <u>ア 試験、検査等のための試料の堆積</u> <u>イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積</u> <u>ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの</u> <u>エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積</u> <u>なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象となるものと解されます。</u></p> | | | | | | | |
|--|--|--|--------|-----------------------|------|-----------|------|---|
| <p>【p10】 6 工事を行おうとする区域と規模による許可権限 略 <u>(追加)</u></p> <p>7 法の規制対象外となる公共施設用地 略</p> | <p>【p11】 6 工事を行おうとする区域と規模による許可権限 略 7 <u>標準処理期間</u> <u>行政統法第 6 条の規定により、法第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項（許可）、第 15 条第 1 項・第 34 条第 1 項（協議）、第 16 条第 1 項・第 35 条第 1 項（変更許可）、第 16 条第 3 項・第 35 条第 3 項（変更協議）、の標準処理期間を次のように定めております。</u> <u>なお、標準処理期間は、申請等に対する処分を行うまでに要する期間の目安であり、申請等に係る補正に要する期間が含まれないことに注意してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="1249 1373 2243 1514"> <thead> <tr> <th>許可権限等</th> <th>標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局長又は土木事務所長が許可する場合</td> <td>30 日</td> </tr> <tr> <td>知事が許可する場合</td> <td>44 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 法の規制対象外となる公共施設用地 略</p> | 許可権限等 | 標準処理期間 | 広域振興局長又は土木事務所長が許可する場合 | 30 日 | 知事が許可する場合 | 44 日 | <p>窓口対応の際、標準処理期間に関する項目は、許可権限に関する項目の直後にあった方が説明しやすいため、項目 10 から項目 7 へ移動。</p> |
| 許可権限等 | 標準処理期間 | | | | | | | |
| 広域振興局長又は土木事務所長が許可する場合 | 30 日 | | | | | | | |
| 知事が許可する場合 | 44 日 | | | | | | | |
| <p>【p10】 7 法の規制対象外となる公共施設用地 <u>(追加)</u> ・道路、公園、河川_____</p> | <p>【p12】 8 法の規制対象外となる公共施設用地等 <u>(1) 法の規制対象外となる公共施設用地（法第 2 条第 1 号）</u> ・道路、公園、河川（いずれも公共施設用地に限る）（法第 2 条第 1 項第 1 号） ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港</p> | <p>・規制対象外について、場所からの観点に行為の性質からの観点を追加（国 Q A 引用） ・規定整備（法令追加）</p> | | | | | | |

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(追加)

- 施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設（令第2条）
- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設（規則第1条第1項）
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（規則第1条第2項）

(2) その他規制対象とならない行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象となりません。

(例)

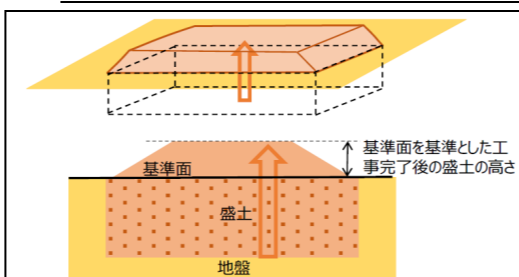
- ・通常の営農行為の範疇にある耕起等（京都府における通常の営農行為については、「9 通常の営農行為」を参照してください。）
- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻し
- ・地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻し

・窪地を埋める盛土（嵩上げする盛土）の工事

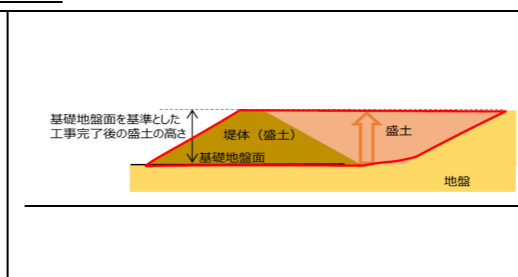
四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象となりません【図1】。

ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります【図2】。

同様に、窪地と四方の土地との境界に水路や側溝等が存在する場合も、埋め立てにより土圧が水路等の構造物に作用するため、埋め立て後の安全性を確認する必要があることから、規制対象になります。



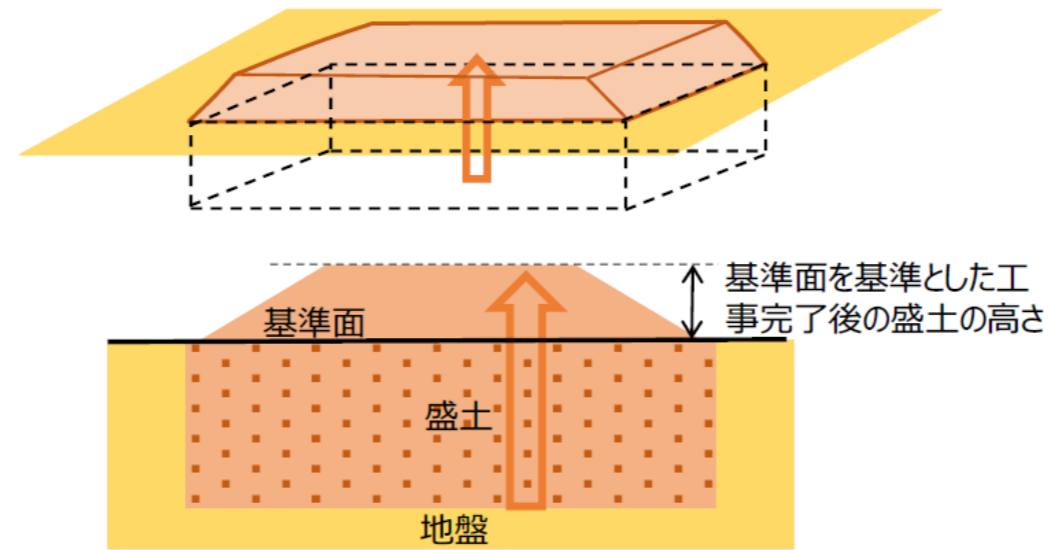
【図1】



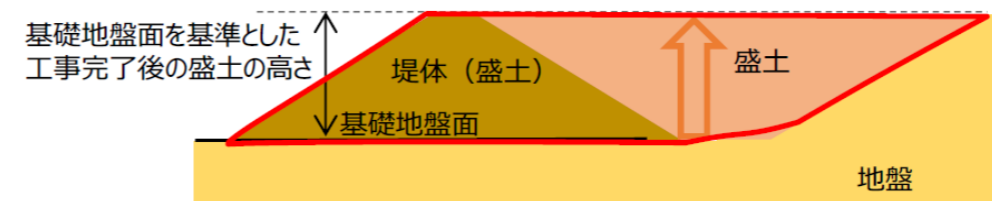
【図2】

(参考)

・図1

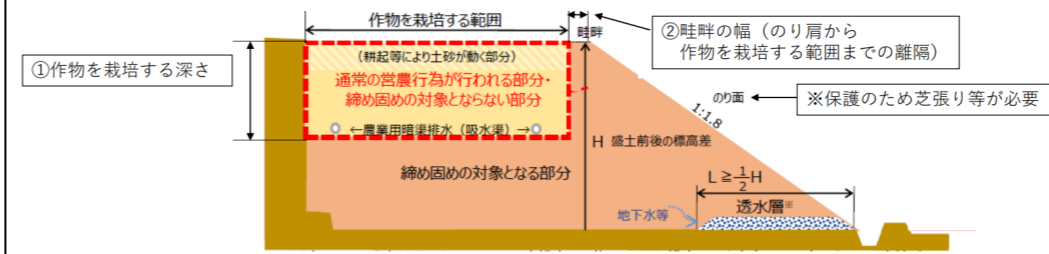


・図2



| | | |
|-----------------------|--|------------------------|
| <p>【p10】 (追加)</p> | <p>【p13】</p> <p>9 通常の営農行為（法の規制対象外となる行為）</p> <p>(1) 通常の営農行為とは</p> <p><u>農地及び採草放牧地において行われる通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地表面の標高差が都道府県等が定める値を超えないもの、暗きよ排水の新設及び改修等、法の規制対象とならない行為</u></p> <p>(2) 京都府における通常の営農行為に該当する行為</p> <p>次の各号の全てを満たす行為</p> <p>①耕作に適した土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物）が混入しない土を使用すること。</p> <p>②近傍農地、農作物及び道水路等に対する被害防除に十分配慮し、万一被害が発生した場合は、農地所有者等の責任において対応すること。</p> <p>③盛土又は掘削の高さが1メートル未満であること。特に、道路との段差については、原則として隣接する道路面の高さを超えないこと。</p> <p>④農地改良の規模が3,000平方メートル未満であること（当該農地改良を行う農地を含む一団の農地の区域において3,000平方メートル以上の農地改良を行うこととなるものを除く。）。</p> <p>⑤農地改良の着手から農地を復元するまでの期間がおおむね6箇月以内であること。</p> <p>⑥農地改良後、速やかに耕作を再開する計画があること。</p> <p>⑦他法令（条例を含む。ただし、盛土規制法を除く。）の許認可等を要しないこと。</p> <p>(3) 通常の営農行為に該当しない農地について（規制対象・技術的基準適用外）</p> <p><u>通常の営農行為に該当せず法の規制対象となり許可等が必要になった場合であっても、「作物を栽培する範囲」は締固め等の技術的基準の適用外となります。</u></p> <p><u>農地における盛土のうち、作物を栽培する範囲において通常の営農行為（耕起、代かき等）が行われる部分については、法の規制対象外となるため、締固めや透水層の設置の規制は対象となりませんが、その他の盛土部分については、当該盛土部分が崩れないよう令第7条第1項第1号イ・ロにより締固めと透水層の設置が必要となります。</u></p> <p><u>また、作物を栽培する範囲は、技術的基準の適用外となりますが、盛土をする土地の面積（規制対象面積）には含まれますので、法の許可申請に際しては、農作物を栽培する範囲が明確にわかる断面図等を添えて申請してください。</u></p> | <p>問い合わせが多数あったため追加</p> |
|-----------------------|--|------------------------|

締め固めの対象部分と透水層の設置の例（農地を盛土により嵩上げるケース）



上図のように農地を盛土により嵩上げるケースにおける「作物を栽培する範囲」については、以下①②のとおりとすること。

①作物を栽培する深さは、以下のとおり。

- 水田の場合 50cm 程度
- 畑の場合 60cm 程度
- 茶園の場合 70cm 程度
- 果樹園の場合 100cm 程度

②畦畔の幅（のり肩から作物を栽培する範囲までの離隔）は、以下のとおり。

- | | |
|---------------------|---------|
| 盛土前後の標高差が、0.5m未満の場合 | 30cm 以上 |
| 0.5m 以上 1.5m未満の場合 | 50cm 以上 |
| 1.5m以上の場合 | 60cm 以上 |

判断に迷われる場合は、市町村農業委員会、府経営支援・担い手育成課又は各広域振興局農商工連携・推進課までお問い合わせください。

| | | |
|---|---|--|
| | <p>(参考) ・図</p> | |
| <p>【p10】 8 許可及び届出が不要な工事 <u>(1) 災害の発生するおそれがないと認められる工事</u> <u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ・ 鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事 ・ 採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ・ 砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 | <p>【p14】 10 許可及び届出が不要な工事（令第 5 条、規則第 8 条）</p> <p><u>以下のとおり、許可不要となる工事が規定されていますが、許可不要となる工事であっても、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象となります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 (2) 鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事 (3) 採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 (4) 砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 | <p>規定整備（法令追加）</p> <p>許可不要であっても改善命令の対象である旨を注意喚起するため補足</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>・<u>土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事</u></p> <p>・<u>火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>・<u>家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（_____同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合_____を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（_____同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合_____を含む。）の規定による家畜伝染病_____の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</u></p> <p>・<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>・<u>土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>・<u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故</u></p> | <p>(5) <u>土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事</u></p> <p>① <u>土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業</u> 農業用排水施設、農業用道路等の新設や管理、区画整理、農用地の造成等</p> <p>② <u>土地改良法第15条第2項に規定する事業</u> 土地改良区が行う土地改良事業に附帯する事業</p> <p>③ <u>土地改良事業に準ずる事業</u> 土地改良法の手続に基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、以下の全てを満足するもの ア <u>盛土等の施工に際し、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき、適切に設計及び施工が行われるもの</u> ※ <u>「技術基準」に基づき施工を行うことができないときは、法の手続に従うことになる。</u> イ <u>上記アについて、国等が定める、土地改良事業と同等の工事を行う事業の要綱・要領等に明記されている事業によるもの</u></p> <p>(6) <u>火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>(7) <u>家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病（同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</u></p> <p>(8) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>(9) <u>土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</u></p> <p>(10) <u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の</u></p> | <p>問い合わせが多数あったため追加</p> <p>国の改正（省令改正）に伴う改正</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事</p> <p>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 <u>（追加）</u></p> <p>・国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 <u>①地方住宅供給公社、②土地開発公社、③日本下水道事業団、④独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、⑤独立行政法人水資源機構、⑥独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>・宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの</p> <p>・次に掲げる土石の堆積に関する工事</p> <p>①高さが2mを超える土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</p> <p>②高さが2m以下の土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもので、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p> <p>③工事の施行に付随して行われる土石の堆積__であつて、当該工事に使用する土石__又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場__又はその付近__に堆積するもの__</p> | <p>事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事</p> <p>(11) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 <u>京都府における許可及び届出が不要な工事については、「11 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（許可及び届出が不要な工事）」を参照。</u></p> <p>(12) 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 <u>①地方住宅供給公社 ②土地開発公社 ③日本下水道事業団 ④独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤独立行政法人水資源機構 ⑥独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>(13) 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をする <u>京都府における許可及び届出が不要な工事については、「12 高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの（許可及び届出が不要な工事）」を参照。</u></p> <p>(14) 次に掲げる土石の堆積に関する工事</p> <p>①高さが2mを超える土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</p> <p>②高さが2m以下の土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもので、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p> <p>③工事の施行に付随して行われる土石の堆積^{※1}であつて、当該工事に使用する土石^{※2}又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^{※3}又はその付近^{※4}に堆積するもの^{※5}</p> <p><u>※1 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。</u></p> | <p>問い合わせが多数あったため追加</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>問い合わせが多数あったため追加</p> |
|---|---|---|

| | | |
|--|---|---|
| <p>(2) 通常の営農行為</p> <p>通常の営農行為は、1m未満の表土の補充とします。</p> <p>判断に迷われる場合は、市町村農業委員会、府経営支援・担い手育成課又は各広域振興局農商工連携・推進課までお問い合わせください。</p> | <p>※2 工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を建築するために用いるものを含みます。</p> <p>※3 工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。</p> <p>※4 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。</p> <p>※5 工事の施行に付随して行われる土石の堆積は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処分場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします</p> <p>(削除)</p> | <p>「9 通常の営農行為（法の規制対象外となる行為）」で追加したため削除</p> |
| <p>【p12】 (追加)</p> | <p>【p17】</p> <p>11 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（許可及び届出が不要な工事）</p> <p>(1) 許可及び届出が不要となる理由</p> <p>規則第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等が該当します。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安全性が担保されるため、許可及び届出を不要としています。</p> <p>(2) 許可及び届出が不要となる工事</p> <p>森林内に整備され、次の①②をいずれも満たす作業路網の整備に関する工事に</p> | <p>問い合わせが多数あったため追加 なお、森林作業道に関しては林業振興課も関係課となるため、同課とも調整済み</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>については、規則第8条第7号の規定により許可及び届出が不要となります。</p> <p>① <u>作設時の目的が、森林を育成するために行う森林施業（間伐、保育、主伐、造林等）のために利用するものであること。</u></p> <p>② <u>京都府森林作業道作設指針等に即しており、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られるものであること。</u></p> <p><u>具体的には、森林作業道、林業専用道（規格相当）、集材路等及びそれらと一体的に作設する林業作業用施設（土場等）が該当します。</u></p> <p>(3) <u>留意事項</u></p> <p><u>次のような工事は、森林の施業を実施するために必要な作業路網に関する工事には該当せず、許可及び届出が不要な工事には該当しません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・森林を森林以外の用途に転用することを目的とした通路等の作設</u> <u>・京都府森林作業道作設指針等で想定されていない、搬入土砂による通路等の作設</u> | |
|--|--|--|

【p12】
 (追加)

【(参考) 現行 p80 (2) 許可が不要となる盛土等の範囲の運用等について】

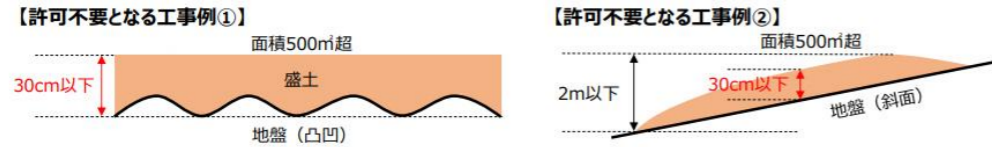
高さ 2 m 以下の盛土又は切土（以下この項において「盛土等」という。）であって、盛土等をする厚さが 30 cm を超えないもの（令第 3 条第 5 号の盛土等に限る。）については、以下のとおり、許可が不要です。

- ・法第 12 条第 1 項ただし書により、宅地造成等に関する工事の許可が不要
- ・法第 30 条第 1 項ただし書により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可が不要

2 m 以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差を表します。

盛土等をする前後の地盤面の「標高差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）を表します。

許可が不要となる盛土等をする前後の地盤面の標高差は、都道府県規則で別に定めることができることとなっていますが、京都府においては別に定めはありません。



| 要件 | ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|---------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| イメージ図 | | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30 cm を超える部分と超えない部分がある場合で、盛土等全体の面積が 500 ㎡超となるものは、盛土等全体を許可等の対象とします（上図「(参考) 規制対象となる土地の形質の変更（盛土・切土）」の①～④を除く）。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30 cm を超える部分と超えない部分が一体の盛土等であるかは、両者の相互依存性によって判断します。

【p18】

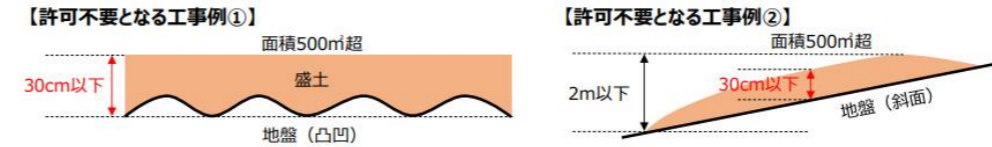
規定整備（順番変更）

12 高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をするもの（許可及び届出が不要な工事）

2 m 以下の「高さ」とは、盛土又は切土（以下この項において「盛土等」という。）をした後の地盤面の最大高低差を表します。

盛土等をする前後の地盤面の「標高差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）を表します。

許可が不要となる盛土等をする前後の地盤面の標高差は、都道府県規則で別に定めることができることとなっていますが、京都府においては別に定めはありません。



| 要件 | ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|---------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| イメージ図 | | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30 cm を超える部分と超えない部分がある場合で、盛土等全体の面積が 500 ㎡超となるものは、盛土等全体を許可等の対象とします（上図「(参考) 規制対象となる土地の形質の変更（盛土・切土）」の①～④を除く）。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30 cm を超える部分と超えない部分が一体の盛土等であるかは、両者の相互依存性によって判断します。

| | | |
|---|---|--|
| <p>◎ 一体の盛土等であることから、両者の相互依存性がある場合 → 全体の面積が500㎡超の場合、全体を許可等の対象とする。</p> <p>◎ 物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合 → 盛土等前後の地盤標高差が30cmを超える部分の面積が500㎡超の場合、30cmを超える部分を許可等の対象とする。</p> | <p>◎ 一体の盛土等であることから、両者の相互依存性がある場合 → 全体の面積が500㎡超の場合、全体を許可等の対象とする。</p> <p>◎ 物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合 → 盛土等前後の地盤標高差が30cmを超える部分の面積が500㎡超の場合、30cmを超える部分を許可等の対象とする。</p> | <p>◎ 擁壁等により隔たれており、物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合 → 盛土等前後の地盤標高差が30cmを超える部分の面積が500㎡超の場合、30cmを超える部分を許可等の対象とする。</p> <p>◎ 盛土と切土は物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がなく、かつ、一体の盛土であることから、盛土同士の相互依存性がある場合 → 盛土全体の面積が500㎡超の場合、盛土全体を許可等の対象とする。</p> |
| <p>【p13】 10 標準処理期間 略</p> | <p>【p20】 (削る)</p> | <p>規定整備 (順番変更) →本新旧対照表 p3「7」へ移動</p> |

| <p>【p14】</p> <p>第2 手続編</p> <p>1 許可の申請等について</p> <p>宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域で、「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事を行おうとするときは、許可（法第12条第1項又は第30条第1項）又は協議（国、都道府県、指定都市又は中核市が行う場合（法第15条第1項、第34条第1項））が必要です。</p> <p>許可の申請又は協議に先立ち、あらかじめ工事計画について、当該計画地を所管する広域振興局、保健所、土木事務所及び市町村と十分協議してください。</p> <p>なお、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（法第15条第2項、第34条第2項）。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可又は協議に必要な手続については、『都市計画法に基づく開発許可申請等の手引』を参照してください。</p> <p>「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事の許可の申請又は協議に必要な書類は、次のとおりです。</p> | <p>【p21】</p> <p>第2 手続編</p> <p>1 許可の申請等について（法第12条、第15条、第30条、第34条）</p> <p>宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域で、「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事を行おうとするときは、許可（法第12条第1項、第30条第1項）又は協議（国、都道府県、指定都市又は中核市が行う場合（法第15条第1項、第34条第1項））が必要です。</p> <p>許可の申請又は協議に先立ち、あらかじめ工事計画について、当該計画地を所管する広域振興局、保健所、土木事務所及び市町村と十分協議してください。</p> <p>なお、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（法第15条第2項、第34条第2項）。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可又は協議に必要な手続については、『都市計画法に基づく開発許可申請等の手引』を参照してください。</p> <p>「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事の許可の申請又は協議に必要な書類は、次のとおりです。</p> | <p>規定整備（法令追加）</p> <p>規定整備</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-----------|-------|----|----|---------------|-----------|---|---|--|--|--|--|---|---|---|---------------------|--|---|--|--|--|------|-------|-------|--|----|----|---------------|-----------|---|---|--|--|--|--|---|---|---|---------------------|--|---|--|--|--|
| <p>【p15】</p> <p>◇ 許可申請又は協議に必要な書類一覧</p> <table border="1" data-bbox="222 1192 1219 1852"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順序</th> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th colspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">根拠</th> </tr> <tr> <th>宅地造成 特定盛土等</th> <th>土石の 堆積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td colspan="5" rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>申請者の資力・信用に関する 法人</td> <td>印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる）</td> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 工事の種類 | | 様式 | 根拠 | 宅地造成 特定盛土等 | 土石の 堆積 | 1 | 略 | | | | | 2 | 3 | 4 | 申請者の資力・信用に関する 法人 | 印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる） | 略 | | | <p>【p22】</p> <p>◇ 許可申請又は協議に必要な書類一覧</p> <table border="1" data-bbox="1243 1180 2246 1843"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順序</th> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th colspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">根拠</th> </tr> <tr> <th>宅地造成 特定盛土等</th> <th>土石の 堆積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td colspan="5" rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>申請者の資力・信用に関する 法人</td> <td>印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる）</td> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 工事の種類 | | 様式 | 根拠 | 宅地造成 特定盛土等 | 土石の 堆積 | 1 | 略 | | | | | 2 | 3 | 4 | 申請者の資力・信用に関する 法人 | 印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる） | 略 | | | |
| 添付順序 | | | 書類の名称 | 工事の種類 | | | 様式 | 根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宅地造成 特定盛土等 | 土石の 堆積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 申請者の資力・信用に関する 法人 | 印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付順序 | 書類の名称 | 工事の種類 | | 様式 | 根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 宅地造成 特定盛土等 | 土石の 堆積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 申請者の資力・信用に関する 法人 | 印鑑証明書 法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができる） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|------|------|----|---|------|------|--------|--|---|
| 書類 | い場合は、代表権を有することを証明する書類) 法人税納税証明書 営業沿革調書【細則様式第2号】 宅地建物取引業者免許証の写し 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(番号を黒塗りしたもの) 又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 | (追加) | (追加) | 書類 | い場合は、代表権を有することを証明する書類) 法人税納税証明書 営業沿革調書【細則様式第2号】 宅地建物取引業者免許証の写し 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(番号を黒塗りしたもの) 又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 | (追加) | (追加) | 参 考 | 規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号 | 規定整備(順番変更) 必要に応じ求めることとしていた書類を必要書類として追加 |
| | 暴力団非該当に係る誓約書 | | | | ○ | | | | ○ | |
| 個人 | 印鑑登録証明書 営業沿革調書【細則様式第2号】 所得税納税証明書 宅地建物取引業者免許証の写し 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(番号を黒塗りしたもの) 又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証 | 略 | 略 | 個人 | 印鑑登録証明書 営業沿革調書【細則様式第2号】 所得税納税証明書 宅地建物取引業者免許証の写し 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(番号を黒塗りしたもの) 又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証 | 略 | 略 | 参 考 | 規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号 | 運用の明確化 |
| | 申請者等の信用に係る誓約書 | | | | ○ | | | | ○ | |

| 【p18】 | | 【p25】 | | |
|--|----------------|--|--|-----------------|
| ◎ 許可申請又は協議に必要な書類の作成に当たっての注意事項 | | ◎ 許可申請又は協議に必要な書類の作成に当たっての注意事項 | | |
| 書類 | | 作成に当たって注意すべき事項 及び明示すべき事項 | | 規定整備（字句修正） |
| 許可申請書 又は協議書 | 手数料 | 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、 <u>領収書</u> その他の納付したことがわかる書類を添付 | | |
| | 申請者（協議者） 氏名 | 略 | | |
| | | 略 | | |
| 納税証明書 | | 略 | | 問い合わせが多数あったため補足 |
| 役員の住民票の写し若しくは個人カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 | | 役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者のものを提出 <u>（追加）</u> | | |
| | | ・ 役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者のものを提出 ・ <u>住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものは、次のとおり（本人確認書類）。</u> <u>①運転免許証の写し</u> <u>②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）の写し</u> <u>③在留カードの写し</u> <u>④特別永住者証明書の写し</u> | | |
| 設計者の資格を証する書類 | | 略 | | 国QAのとおり補足 |
| 工事をする土地又はその土地に存する工作物の権利者による工事の施行同意書 | | ・ 工事をする土地及びその土地に存する工作物の権利者による工事の施行同意書には、次の権利者の意思が確認できるように実印を押印 ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用賃借権を有する者 ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権）を有する者 ・ 同意者の代表者事項証明書及び印鑑証明書（同意者が法人である場合）又は印鑑登録証明書（同意者が個人である場合）を添付 <u>（追加）</u> | | |
| | | ・ 工事をする土地及びその土地に存する工作物の権利者による工事の施行同意書には、次の権利者の意思が確認できるように実印を押印 ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用賃借権を有する者 ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権等）を有する者 ・ 同意者の代表者事項証明書及び印鑑証明書（同意者が法人である場合）又は印鑑登録証明書（同意者が個人である場合）を添付 ・ <u>土地区画整理事業等の施工に伴う工事である場合は、添付不要（法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号）</u> | | |
| | | | | 問い合わせが多数あったため補足 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|----------------------|
| 登記地図の証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 法務局が交付する登記地図の証明書を添付 申請日前から3箇月以内のものを添付 隣接地は、登記地図の写し又は記情報提供サービスによる「地図情報」に調査日を記入し、調査者が記名したのもよい。 (追加) | 登記地図の証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 法務局が交付する登記地図の証明書を添付 申請日前から3箇月以内のものを添付 隣接地は、登記地図の写し又は記情報提供サービスによる「地図情報」に調査日を記入し、調査者が記名したのもよい。 加工しないこと | 相談実例を踏まえ補足 | |
| 土地又は工作物の登記事項証明書 | 略 | 土地又は工作物の登記事項証明書 | 略 | | |
| 現況写真 | 略 | 現況写真 | 略 | | |
| 住民への周知措置を講じたことを証する書類 | 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第11条、第29条）を証する書類。参照P.26「2 住民への周知措置」 | 住民への周知措置を講じたことを証する書類 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第11条、第29条）を証する書類。参照P.33「2 住民への周知措置」 参考様式注意事項の内容が分かる書類を添付すること。 | | 添付書類の注意事項を本マニュアルにも補足 |
| 堆積土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類 | 略 | 堆積土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類 | 略 | | |
| | 略 | | 略 | | |
| | 略 | | 略 | | |
| <p>【p22】</p> <p>◎ 許可申請又は協議の必要図面の作成に当たっての注意事項</p> | | <p>【p30】</p> <p>◎ 許可申請又は協議の必要図面の作成に当たっての注意事項</p> | | <p>規定整備（注釈と重複するため削除）</p> <p>公表不要となったため削除</p> <p>規定整備（注釈と重複するため削除） 同上</p> <p>規定整備（注釈と重複するため削除）</p> | |
| 図面の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 図面の名称 | 作成に当たっての注意事項 | | |
| 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の境界線を赤実線で明示 方位、道路及び目標となる地物を記入 排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） 公表するため、電子データ（PDF）でも提出してください（許可後）。 | 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の境界線を赤実線で明示 道路及び目標となる地物を記入 排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） | | |
| 地形図 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の現況を示したもの 方位及び土地の境界線を記入 土地の境界線を赤実線で明示 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 | 地形図 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の現況を示したもの 土地の境界線を赤実線で明示 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 | | |
| 登記地図の合成図 | 略 | 登記地図の合成図 | 略 | | |
| | 略 | | 略 | | |
| 土地の平面図 | <ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線を記入 | 土地の平面図 | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|--|---|--|--|--|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要） ・電子データ（PDF）での提出もお願いします（許可後）。 | <p>宅地造成又は特定盛土等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） ・盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 ・<u>崖</u>、擁壁 ・<u>崖面崩壊防止施設</u>、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 (追加) ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入 | <p>土石の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> (追加) (追加) ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入 | | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要） ・電子データ（PDF）での提出もお願いします（許可後）。 | <p>宅地造成又は特定盛土等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） ・盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 ・<u>法面（崖含む）</u>、<u>擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）</u>、<u>延長</u>）、<u>崖面崩壊防止施設</u>、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・<u>法面（崖含む）の形状を明示</u> ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入 | <p>土石の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土石の堆積を行う土地の部分を明示</u> ・<u>土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示</u> ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入 | <p>運用の明確化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> |
| 土地の断面図 | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | | 土地の断面図 | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | | | | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|----------|
| | 宅地造成又は特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面_____（高低差の著しい箇所について作成）を明示 盛土又は切土をする前後の土地の高低差（工をする土地の区域内の最大の高低差となる箇所）を明示 盛土は緑色、切土は黄色に着色 盛土においては 30 cm毎の締固めを行う旨を記入 傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工等）を設置する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示 | 宅地造成又は特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高（高低差の著しい箇所について作成）を明示 盛土又は切土をする前後の土地の高低差（工をする土地の区域内の最大の高低差となる箇所）を明示 盛土は緑色、切土は黄色に着色 盛土においては 30 cm毎の締固めを行う旨を記入 傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工等）を設置する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示 | 同上 |
| | 土石の堆積 | 土石の堆積を行う土地の地盤面_____を明示 | 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面及び地盤高を明示 土石の堆積の最大堆積高さを明示 | 同上 同上 |
| 略 | | 略 | | | |
| 擁壁の断面図 | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 擁壁を設置する前後の地盤面_____、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 配筋について明示 地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入 | 擁壁の断面図 | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 擁壁を設置する前後の地盤面及び地盤高、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 配筋について明示 地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入 | 同上 | |
| 略 | | 略 | | | |
| 崖面崩壊防止施設の断面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面_____、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面及び地盤高、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示 | 同上 | |
| 略 | | 略 | | | |
| <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面のうち該当がないものは、省略できます。 図面（境界確定図の写しを除く。）には、縮尺及び方位を記入し、作成者が記名をしてください。 図面の作成にあたっての表記は、申請図書の凡例一覧表を参考としてください。 図面には、図面番号を付して、番号順に並べた上、A 4判の図面袋に入れてください。 図面袋には、図面一覧表（図面番号及び図面の名称を示したものを）を貼り付けてください。 | | <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面のうち該当がないものは、省略できます。 図面（境界確定図の写しを除く。）には、縮尺及び方位を記入し、作成者が記名をしてください。 図面の作成にあたっての表記は、申請図書の凡例一覧表を参考としてください。 図面には、図面番号を付して、番号順に並べた上、A 4判の図面袋に入れてください。 図面袋には、図面一覧表（図面番号及び図面の名称を示したものを）を貼り付けてください。 | | | |
| 【p28】 | 2 住民への周知措置_____ | 【p33】 | 2 住民への周知措置（法第 11 条、第 29 条） | 規定整備（法令追加） | |

| <p>法令略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 周知を行う範囲 住民への周知を行う範囲は、以下を参考としてください。</p> | <p>法令略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 周知を行う範囲 以下を参考として、盛土等の影響がある範囲の住民へ周知を行ってください。</p> | <p>問い合わせが多数あったため表現工夫</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--------------|----|---|-----------------------|--|---|----------------------------|---|---|---|--------------|--|----|---|--|--|--|--|------|-------|--------------|----|---|-----------------------|---|---|----------------------------|---|---|---|--------------|--|----|---|--|--|--|--------------------|
| <p>【p29】</p> <p>3 変更許可の申請等について 本文略</p> <p>◇ 提出部数と提出先 表略</p> <p>◇ 工事の変更許可申請又は変更協議の必要図書一覧</p> | <p>【p36】</p> <p>3 変更許可の申請等について (法第 16 条、第 35 条) 本文略</p> <p>◇ 提出部数と提出先 表略</p> <p>◇ 工事の変更許可申請又は変更協議の必要図書一覧</p> | <p>規定整備 (法令追加)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>作成に当たっての注意事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>変更許可申請書 【規則様式第七、八】</td> <td>・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、領収書 その他の納付したことがわかる書類を添付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】</td> <td>・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>委任状（委任される場合）</td> <td>・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入</td> <td>参考</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | 1 | 変更許可申請書 【規則様式第七、八】 | ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、領収書 その他の納付したことがわかる書類を添付 | 有 | 変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】 | ・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 | 有 | 2 | 委任状（委任される場合） | ・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入 | 参考 | 略 | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>作成に当たっての注意事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>変更許可申請書 【規則様式第七、八】</td> <td>・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証 その他の納付したことがわかる書類を添付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】</td> <td>・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>委任状（委任される場合）</td> <td>・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入</td> <td>参考</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | 1 | 変更許可申請書 【規則様式第七、八】 | ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証 その他の納付したことがわかる書類を添付 | 有 | 変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】 | ・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 | 有 | 2 | 委任状（委任される場合） | ・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入 | 参考 | 略 | | | | <p>規定整備 (字句修正)</p> |
| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 変更許可申請書 【規則様式第七、八】 | ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、領収書 その他の納付したことがわかる書類を添付 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】 | ・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 委任状（委任される場合） | ・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入 | 参考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 変更許可申請書 【規則様式第七、八】 | ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証 その他の納付したことがわかる書類を添付 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 変更協議書 【細則様式第 12 号、13 号】 | ・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 委任状（委任される場合） | ・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入 | 参考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【p34】</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 (標識略)</p> <p>〔注意〕</p> | <p>【p41】</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 (標識略)</p> <p>〔注意〕</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。</p> <p>3 12 欄には、許可又は届出の受付窓口の名称（〇〇土木事務所建築住宅課、〇〇広域振興局森づくり振興課又は農商工連携・推進課）と電話番号を記入してください。</p> | <p>運用の明確化</p> |
| <p>【p35】</p> <p>土石の堆積に関する工事の標識 (標識略)</p> <p>〔注意〕</p> <p>1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>【p42】</p> <p>土石の堆積に関する工事の標識 (標識略)</p> <p>〔注意〕</p> <p>1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。</p> <p>3 12 欄には、許可又は届出の受付窓口の名称（〇〇土木事務所建築住宅課、〇〇広域振興局森づくり振興課又は農商工連携・推進課）と電話番号を記入してください。</p> | <p>運用の明確化</p> |
| <p>【p36】</p> <p>7 中間検査について_____</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中間検査の手続き</p> <p>中間検査の申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4 日以内に行わなければなりません（規則第45 条、第75 条）。</p> <p>中間検査の申請は、次の許可の特例の場合にも必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の協議成立したもの ・都市計画法の開発許可を受けたことにより<u>盛土規制法</u>の許可を受けたものとみなされた工事 <p><u>(追加)</u></p> <p>中間検査の申請に必要な書類は、次のとおりです。</p> <p>(以下略)</p> | <p>【p43】</p> <p>7 中間検査について<u>(法第18 条、第37 条)</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中間検査の手続__</p> <p>中間検査の申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4 日以内に行わなければなりません（規則第45 条、第75 条）。</p> <p>中間検査の申請は、次の許可の特例の場合にも必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の協議成立したもの ・都市計画法の開発許可を受けたことにより_____法の許可を受けたものとみなされた工事 <p><u>中間検査が複数回必要になる場合は、工事着手届に添付する工事工程計画表に検査時期を明記し、申請窓口で検査日程を十分調整してください。</u></p> <p>中間検査の申請に必要な書類は、次のとおりです。</p> <p>(以下略)</p> | <p>規定整備（法令追加）</p> <p>字句修正（用法の統一）</p> <p>字句修正（用法の統一）</p> <p>問い合わせが多数あったため補足</p> |

【p41】

10 定期報告について_____

(1) 定期の報告の対象

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模以上のものについて許可を受けた者は、工事の実施状況等を定期的に報告しなければなりません（法第 19 条、第 38 条）。

定期報告の対象となる行為の内容及び規模は次表のとおりです。

| 報告対象となる行為の内容及び規模 | |
|------------------|--|
| 宅地造成 特定盛土等 | 次の①～⑤のいずれかの規模であること ① 盛土であって高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土であって高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが5m超のもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超のもの（①～④を除く。） |
| 土石の堆積 | ⑥ 堆積の_____高さが5mを超えかつ面積が1,500㎡を超えるもの ⑦ 堆積の_____面積が3,000㎡を超えるもの_____ |

(2) 定期の報告の手続き

定期報告は、_____3箇月ごとに、報告時点での工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して報告しなければなりません（規則第 48 条から第 50 条、第 78 条から第 80 条）。

定期報告は、次の許可の特例の場合にも必要です。

- ・ 国等の協議成立したもの
- ・ 都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事

定期報告に必要な書類及び報告事項は、次のとおりです。

提出書類は、正本 1 部及び副本 1 部作成し、工事をする土地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

【p48】

10 定期報告について（法第 19 条、第 38 条）

(1) 定期の報告の対象

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模以上のものについて許可を受けた者は、工事の実施状況等を定期的に報告しなければなりません（法第 19 条、第 38 条）。

定期報告の対象となる行為の内容及び規模は次表のとおりです。

| 報告対象となる行為の内容及び規模 | |
|------------------|--|
| 宅地造成 特定盛土等 | 次の①～⑤のいずれかの規模であること ① 盛土であって高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土であって高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが5m超のもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超のもの（①～④を除く。） |
| 土石の堆積 | ⑥ 最大時に堆積する高さが5mを超えかつ面積が1,500㎡を超えるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が3,000㎡を超えるもの（⑥を除く。） |

(2) 定期の報告の手続

定期報告は、許可日から3箇月ごとに、報告時点での工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して報告しなければなりません（規則第 48 条から第 50 条、第 78 条から第 80 条）。

定期報告は、次の許可の特例の場合にも必要です。

- ・ 国等の協議成立したもの
- ・ 都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事

定期報告に必要な書類及び報告事項は、次のとおりです。

提出書類は、正本 1 部及び副本 1 部作成し、工事をする土地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

規定整備（法令追加）

字句修正（用法の統一）
運用の明確化

| <p>【p44】 ◇ 届出対象となる盛土等の工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">届出が必要な行為</th> </tr> <tr> <th>(追加)</th> <th>(追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成・特定盛土等</td> <td>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。)</td> <td>①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。)</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。)</td> <td>⑥_____堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。)</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td>下表1～4を添付してください。</td> <td>下表1～6を添付してください。</td> </tr> </tbody> </table> | | 届出が必要な行為 | | (追加) | (追加) | 宅地造成・特定盛土等 | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。) | ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。) | 土石の堆積 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。) | ⑥_____堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。) | 必要書類 | 下表1～4を添付してください。 | 下表1～6を添付してください。 | <p>【p51】 ◇ 届出対象となる盛土等の工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">届出が必要な行為</th> </tr> <tr> <th>宅地造成等工事規制区域</th> <th>特定盛土等規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成・特定盛土等</td> <td>① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。)</td> <td>① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。)</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積</td> <td>⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。)</td> <td>⑥ 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。)</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td>下表1～4を添付してください。</td> <td>下表1～6を添付してください。</td> </tr> </tbody> </table> | | 届出が必要な行為 | | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | 宅地造成・特定盛土等 | ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。) | ① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。) | 土石の堆積 | ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。) | ⑥ 最大時に 堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。) | 必要書類 | 下表1～4を添付してください。 | 下表1～6を添付してください。 | <p>規定整備 同上</p> |
|---|---|---|--------------|------|------|-------------------------|--|--|-------|---|--|------|-----------------|--|---|-------|--------------|----|-------------|-------------------------|------------------------------|---|---|-------|---|---|------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | 届出が必要な行為 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (追加) | (追加) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地造成・特定盛土等 | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。) | ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土石の堆積 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。) | ⑥_____堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要書類 | 下表1～4を添付してください。 | 下表1～6を添付してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 届出が必要な行為 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宅地造成等工事規制区域 | 特定盛土等規制区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地造成・特定盛土等 | ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く。) | ① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。) ④ 盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く。) ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土石の堆積 | ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く。) | ⑥ 最大時に 堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの(⑥を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要書類 | 下表1～4を添付してください。 | 下表1～6を添付してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【p44】 ◇ 規制区域指定の際に施行されている工事の届出の必要書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>作成に当たっての注意事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>届出書 【規則様式 第十五、十六】</td> <td>届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="3" rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | 1 | 届出書 【規則様式 第十五、十六】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | 2 | 略 | | | 3 | <p>【p51】 ◇ 規制区域指定の際に施行されている工事の届出の必要書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>作成に当たっての注意事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>届出書 【規則様式 第十五、十六】</td> <td>届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="3" rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> | 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | 1 | 届出書 【規則様式 第十五、十六】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | 2 | 略 | | | 3 | | | |
| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 届出書 【規則様式 第十五、十六】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 届出書 【規則様式 第十五、十六】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|---|----|-----------------------------------|--|--------------------|--------------|----|
| | 4 | | | 4 | | | 運用の明確化 同上 同上 | | |
| | 5 | 地形図 | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すもの 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 | 5 | 地形図 | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すもの 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 | | | |
| | 6 | 土地の平面図 (宅地造成、特定盛土等) | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分を明示 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載 | 6 | 土地の平面図 (宅地造成、特定盛土等) | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 盛土又は切土をする土地の部分を明示(盛土は緑色、切土は黄色に着色) 盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 法面(崖含む)、擁壁(種類、高さ(地盤からの見付け高)、延長)、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 法面(崖含む)の形状を明示 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載 | | | |
| | | 土地の平面図 (土石の堆積) | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 | 6 | 土地の平面図 (土石の堆積) | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 土石の堆積を行う土地の部分を明示 土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 | | | |
| | 【p46】 ◇ 擁壁等の除却に関する工事の届出の必要書類一覧 | | | | 【p53】 ◇ 擁壁等の除却に関する工事の届出の必要書類一覧 | | | | |
| | 添付 順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 | 添付 順序 | 書類の名称 | | 作成に当たっての注意事項 | 様式 |
| 1 | 届出書 【規則様式第17】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | 1 | 届出書 【規則様式第17】 | 届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入 | 有 | | |
| 2 | その他知事が必要と認める書類 | 届出工事の内容を把握し、危険な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われないことを確認する必要があるため、土 | | 2 | その他知事が必要と認める書類 | 届出工事の内容を把握し、危険な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われないことを確認する必要があるため、土 | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|--------------------------|---|--|--------------------------|--|
| | | 木事務所又は広域振興局等の指示に従うこと。 (追加) (追加) | | | ため、土木事務所又は広域振興局等の指示に従うこと。 ・除却する擁壁等の位置、種類、高さ(地盤からの見付け高)、延長を明示。 ・擁壁等の除却後の安全対策を明示 | | 問い合わせが多数あったため補足 問い合わせが多数あったため補足 |
| 【p48】 ◇ 届出対象となる盛土等の工事 | | | 【p55】 ◇ 届出対象となる盛土等の工事 | | | | |
| | 届出対象となる行為の内容及び規模 | | | 届出対象となる行為の内容及び規模 | | | |
| 特定盛土等 | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く) | 特定盛土等 | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの | ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く) | 規定整備 同上 同上 | |
| 土石の堆積 | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの | 土石の堆積 | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの | ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く) | 同上 同上 | |

| 【p51】 | | 【p56】 | | 運用の明確化 |
|------------------------|--|------------------------|---|--------|
| ◎ 届出の必要図面の作成に当たっての注意事項 | | ◎ 届出の必要図面の作成に当たっての注意事項 | | |
| 図面の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 図面の名称 | 作成に当たっての注意事項 | |
| 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で明示 ・方位、道路及び目標となる地物を記入 ・排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） | 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で明示 ・方位、道路及び目標となる地物を記入 ・排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） | |
| 地形図 | 略 | 地形図 | 略 | |
| 土地の平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線を記入 ・土地の境界線を赤実線で、工事をするとその区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | 土地の平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線を記入 ・土地の境界線を赤実線で、工事をするとその区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | |
| | <p>特定盛土等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） （追加） ・ <u>崖</u>、擁壁 _____、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 （追加） ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入 | | <p>特定盛土等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） ・盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 ・法面（崖含む）、擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長）、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・法面（崖含む）の形状を明示 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入 | |

| | | | | | | |
|--------------|-------|---|--------------|-------|--|--|
| | 土石の堆積 | <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入 | | 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の部分を明示 ・土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入 | |
| 土地の断面図 | | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | 土地の断面図 | | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | |
| | 特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする前後の地盤面_____（高低差の著しい箇所について作成）を明示 ・盛土は緑色、切土は黄色に着色 ・盛土においては 30 cm 毎の締固めを行う旨を記入 ・傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入 | | 特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高（高低差の著しい箇所について作成）を明示 ・盛土は緑色、切土は黄色に着色 ・盛土においては 30 cm 毎の締固めを行う旨を記入 ・傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入 | |
| | 土石の堆積 | 土石の堆積を行う土地の地盤面を明示 (追加) | | 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の地盤面を明示 ・土石の堆積の最大堆積高さを明示 | |
| 略 | | | | | | |
| 擁壁の断面図 | | <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 ・擁壁を設置する前後の地盤面_____、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 ・配筋について明示 ・地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入 | 擁壁の断面図 | | <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 ・擁壁を設置する前後の地盤面及び地盤高、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 ・配筋について明示 ・地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入 | |
| 略 | | | | | | |
| 崖面崩壊防止施設の断面図 | | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面_____、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面及び地盤高、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示 | |
| 略 | | | | | | |

【p54】

17 規則第 88 条の適合証明の申請

建築基準法に基づく確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定（以下「対象規定」という。）に適合していることを証明する書面の交付を申請することができます。

<証明内容>

(1) 対象規定の許可を受けたこと

(2) 対象規定の許可を受ける必要がないこと

証明の申請に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、正本 1 部及び副本 1 部を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 規則第 88 条の適合証明の申請の必要書類一覧

| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 |
|------|--|---------------------------|----|
| 1 | 適合証明申請書【細則様式第 20 号】 | | 有 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 申請地を所管する土木事務所又は広域振興局に備え付けの許可等台帳を閲覧の上、許可等の内容を転記すること（証明内容(1)）。 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したものがわかるものを添付等すること。 副本は訂正不可 | | |
| | 工事主住所氏名 | 許可等台帳の工事主住所氏名又は申請者住所氏名を転記 | |
| | 工事をした土地の所在及び地番 | 許可等台帳の土地の所在及び地番を明記 | |
| 2 | 委任状（委任される場合） | 委任内容及び申請地の地名地番を明記 | 参考 |

【p61】

17 規則第 88 条の適合証明の申請

建築基準法に基づく確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定（以下「対象規定」という。）に適合していることを証明する書面の交付を申請することができます。

申請に先立ち、あらかじめ証明内容等について、当該計画地を所管する土木事務所又は広域振興局と十分協議してください。

<証明内容>

(1) 対象規定の許可を受けたこと

(2) 対象規定の許可を受ける必要がないこと

証明の申請に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、正本 1 部及び副本 1 部を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 規則第 88 条の適合証明の申請の必要書類一覧

| 添付順序 | 書類の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 |
|------|--|---------------------------|----|
| 1 | 適合証明申請書【細則様式第 20 号】 | | 有 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 申請地を所管する土木事務所又は広域振興局に備え付けの許可等台帳を閲覧の上、許可等の内容を転記すること（証明内容(1)）。 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したものがわかるものを添付等すること。 副本は訂正不可 | | |
| | 工事主住所氏名 | 許可等台帳の工事主住所氏名又は申請者住所氏名を転記 | |
| | 工事をした土地の所在及び地番 | 許可等台帳の土地の所在及び地番を明記 | |
| 2 | 委任状（委任される場合） | 委任内容及び申請地の地名地番を明記 | 参考 |

運用の明確化

| 3 | 対象規定の許可を受ける必要がないことを示す書類（証明内容(2)） | <u>工事の内容を把握し、許可を受ける必要がないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局の指示に従うこと。</u> | | 3 | 現況写真（証明内容(2)） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事をしようとする土地の状況を明らかにする写真(申請地の宅盤の状況が分かるものを数枚添付) ・ 撮影年月日を記入し、撮影者を記名 ・ 地形図に記入した撮影方向の番号を付すこと | | 問い合わせが多数あったため補足 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------------------------------|--|---|---|---|---|--|-----------------|-------|----|--------------|---|-----|------------|---|---|-----|-----------|---|---|-----|--|---|---|--------|-----------------|--|--|
| (追加) | | | | 4 | <u>その他知事が必要と認める書類（証明内容(2)）</u> ※ <u>工事の内容を把握し、許可を受ける必要がないことを確認するため、土木事務所又は広域振興局の指示に従うこと。</u> | <u>その他許可を受ける必要がないことを確認するために必要なもの</u> | | 同上 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (追加) | | | | ◇ 規則第 88 条の適合証明の申請の必要図面一覧（証明内容(2)） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1246 882 1335 955" rowspan="2">添付順序</th> <th data-bbox="1335 882 1513 955" rowspan="2">図面の名称</th> <th data-bbox="1513 882 1647 955" rowspan="2">縮尺</th> <th data-bbox="1647 882 2255 955">作成に当たっての注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1246 955 1335 1039">1</td> <td data-bbox="1335 955 1513 1039">位置図</td> <td data-bbox="1513 955 1647 1039">1/10,000以上</td> <td data-bbox="1647 955 2255 1039"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 道路及び目標となる地物を記入 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1246 1039 1335 1249">2</td> <td data-bbox="1335 1039 1513 1249">地形図</td> <td data-bbox="1513 1039 1647 1249">1/2,500以上</td> <td data-bbox="1647 1039 2255 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の現況を示したもの ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 ・ 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1246 1249 1335 1459">3</td> <td data-bbox="1335 1249 1513 1459">求積図</td> <td data-bbox="1513 1249 1647 1459"></td> <td data-bbox="1647 1249 2255 1459"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・ 図中には求積計算表を記入し、土地及び工事をする土地の実測面積を明示 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1246 1459 1335 1577">4</td> <td data-bbox="1335 1459 1513 1577">土地の平面図</td> <td data-bbox="1513 1459 1647 1577">1/2,500以上（宅地造成）</td> <td data-bbox="1647 1459 2255 1577">土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 添付順序 | 図面の名称 | 縮尺 | 作成に当たっての注意事項 | 1 | 位置図 | 1/10,000以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 道路及び目標となる地物を記入 | 2 | 地形図 | 1/2,500以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の現況を示したもの ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 ・ 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 | 3 | 求積図 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・ 図中には求積計算表を記入し、土地及び工事をする土地の実測面積を明示 | 4 | 土地の平面図 | 1/2,500以上（宅地造成） | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | |
| 添付順序 | 図面の名称 | 縮尺 | 作成に当たっての注意事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 位置図 | 1/10,000以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 道路及び目標となる地物を記入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 地形図 | 1/2,500以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の現況を示したもの ・ 土地の境界線を赤実線で明示 ・ 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 ・ 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 求積図 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・ 図中には求積計算表を記入し、土地及び工事をする土地の実測面積を明示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 土地の平面図 | 1/2,500以上（宅地造成） | 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|---|-------------|--|
| | | 又は特定盛土等) 1/500以上(土石の堆積) | 宅地造成又は特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする土地の部分を明示(盛土は緑色、切土は黄色に着色) 盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 法面(崖含む)、擁壁(種類、高さ(地盤からの見付け高)、延長)、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置を明示 法面(崖含む)の形状を明示 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 |
| | | | 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の部分を明示 土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 |
| 5 | 土地の断面図 | 1/2, 500以上(宅地造成又は特定盛土等) 1/500以上(土石の堆積) | 宅地造成又は特定盛土等 | <p>土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線(土地と工事をする土地が同一の場合は不要)で明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高(高低差が著しい箇所について作成)を明示 盛土又は切土をする前後の土地の高低差(工事をする土地の区域内の最大の高低差となる箇所)を明示 盛土は緑色、切土は黄色に着色 |
| | | | 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面及び地盤高を明示 土石の堆積の最大堆積高さを明示 |
| 6 | <p>その他知事が必要と認める図面</p> <p>※ 工事の内容を把握し、許可を受ける必要がないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局の指示に従うこと。</p> | | | <p>その他許可を受ける必要がないことを確認するために必要なもの</p> |
| <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面のうち該当がないものは、省略できます。 図面には、縮尺及び方位を記入し、作成者が記名をしてください。 図面の作成にあたっての表記は、申請図書の凡例一覧表を参考としてください。 | | | | |

| 【p56】 18 盛土規制法関連手数料 | | |
|--|------------------------------|--|
| 手数料名 | 事項 | 手数料の額 (単位：円) |
| 宅地造成・特定盛土等 工事許可申請手数料 | 略 | |
| 宅地造成・特定盛土等 工事変更許可申請手数料 | ア 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の設計変更 | (当初手数料) × 1/10 [※] |
| | イ 造成面積の減少に伴う工事の設計 変更 | (減少後面積の手数料) × 1/10 [※] |
| | ウ 造成面積の増 加に伴う工事の 設計変更 | 当初区域の工事の 設計変更がない場 合 増加部分面積の手数料 |
| | 当初区域の工事の 設計変更がある場 合 | (当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 701,270 円を超える 場合は 701,270 円) |
| エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則 第 7 条第 2 項で定める変更以外の変 更 | | 10,790 |
| 宅地造成・特定盛土等 工事中間検査申請手数料 | 略 | |

| 【p65】 18 盛土規制法関連手数料 | | |
|---|------------------------------|--|
| 手数料名 | 事項 | 手数料の額 (単位：円) |
| 宅地造成・特定盛土等 工事許可申請手数料 | 略 | |
| 宅地造成・特定盛土等 工事変更許可申請手数料 | ア 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の設計変更 | (当初手数料) × 1/10 [※] |
| | イ 造成面積の減少に伴う工事の設計 変更 | (減少後面積の手数料) × 1/10 [※] |
| | ウ 造成面積の増 加に伴う工事の 設計変更 | 当初区域の工事の 設計変更がない場 合 増加部分面積の手数料 |
| | 当初区域の工事の 設計変更がある場 合 | (当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 701,270 円を超える 場合は 701,270 円) |
| エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則 第 7 条第 2 項で定める変更以外の変 更 (上記アからウを除く。) | | 10,790 |
| 宅地造成・特定盛土等 工事中間検査申請手数料 | 略 | |

表現の明確化

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|------------------------------------|----|
| 工事許可申請手数料 土石堆積 | 略 | | 工事許可申請手数料 土石堆積 | 略 | | 同上 |
| 工事変更許可申請手数料 土石堆積 | ア 土石堆積に関する工事の設計変更 | (当初手数料) × 1/10 [※] | 工事変更許可申請手数料 土石堆積 | ア 土石堆積に関する工事の設計変更 | (当初手数料) × 1/10 [※] | |
| | イ 堆積面積の減少に伴う工事の設計変更 | (減少後面積の手数料) × 1/10 [※] | | イ 堆積面積の減少に伴う工事の設計変更 | (減少後面積の手数料) × 1/10 [※] | |
| | ウ 堆積面積の増加に伴う工事の設計変更 | 当初区域の工事の設計変更がない場合 当初区域の工事の設計変更がある場合 | | 増加部分面積の手数料 (当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 140,260 円を超える場合は 140,260 円) | ウ 堆積面積の増加に伴う工事の設計変更 | |
| | エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更 | 10,030 | | エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更 (上記アからウを除く。) | 10,030 | |
| 適合証明書交付手数料 | ア 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付 | 4,710 | 適合証明書交付手数料 | ア 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付 | 4,710 | |
| | イ ア以外の書面の交付 | 420 | | イ ア以外の書面の交付 | 420 | |
| ※ 10 円未満の端数は切捨て | | | ※ 10 円未満の端数は切捨て | | | |
| ※ この表において、造成面積とは盛土又は切土をする土地の面積をいう。 また、堆積面積とは土石の堆積を行う土地の面積をいう。 | | | ※ この表において、造成面積とは盛土又は切土をする土地の面積をいう。 また、堆積面積とは土石の堆積を行う土地の面積をいう。 | | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>【p58】 第3 基準編</p> <p>技術基準については、本マニュアルのほか、『盛土等防災マニュアルの解説』によること_____。</p> <p>また、擁壁については、「開発行為において設置する擁壁の構造指針」を参考としてください。</p> <p>1 国基準（工事の技術的基準及び設計者の資格）</p> <p>許可等を要する工事は、令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の災害防止措置が講ぜられたものでなければならず、これらの災害防止措置のうち、令で定めるものの工事は、令で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。（法第13条、第31条）</p> | <p>【p67】 第3 基準編</p> <p>許可等を要する工事は、令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の災害防止措置が講ぜられたものでなければならず、これらの災害防止措置のうち、令で定めるものの工事は、令で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。（法第13条、第31条）</p> <p>また、京都府では、国の技術的基準のほかに、細則において技術的基準に関する規定を設けております。</p> <p>技術基準については、本マニュアルのほか、『盛土等防災マニュアルの解説』によることとします。</p> <p>また、擁壁については、「開発行為において設置する擁壁の構造指針」を参考としてください。</p> <p>（削る）</p> | <p>規定整備（順番変更）</p> <p>同上</p> <p>規定整備（表現統一）</p> <p>規定整備（順番変更）</p> |
| <p>【p58】</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事の技術的基準 （法令等略）</p> <p>ア 地盤に関する基準</p> <p>（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）</p> <p>令第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。</p> <p>ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の</p> | <p>【p67】</p> <p>1 宅地造成に関する工事の技術的基準 （法令等略）</p> <p>(1) 地盤に関する基準</p> <p>（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）</p> <p>令第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。</p> <p>ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の</p> | |

措置を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）
規則第12条 令第7条第2項第二号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。
一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

（追加）

措置を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）
規則第12条 令第7条第2項第二号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。
一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

（規則への委任）

令第20条（略）

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

（技術的基準の付加）

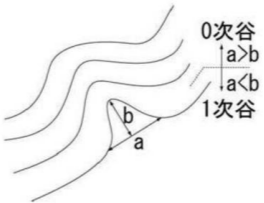
細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第2項（令第30条において準用する場合を含む。）の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。

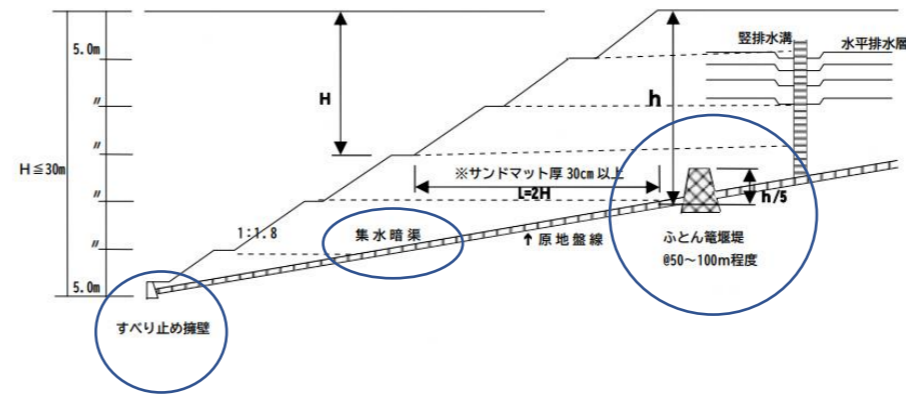
(1) 略

(2) 谷筋等の傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

(3) 略

規定整備（法令追加）

| | | |
|-------------|--|----------------------------------|
| <p>(追加)</p> | <p>令第7条では、地盤について講ずる措置に関する技術的基準が規定されています。</p> <p>ア 溪流等について（令7条2項2号）</p> <p>通常の盛土に比べて雨水や地下水が集中しやすい溪流等における盛土については、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。</p> <p>やむを得ず、溪流等において盛土を行う場合には、通常の盛土の規定に加え、高度な安定性の検討を行う等の措置を講ずる必要があることが規定されています。</p> <p>「溪流等」に該当する土地については規則第12条に規定があり、その範囲は、以下の「溪流等の範囲」を基本としますが、現地の状況に応じて溪流等に該当するものとして取扱うことがありますので、申請窓口で十分協議してください。</p> <p>また、溪流等の範囲に該当しない場合であっても、盛土高さに応じて、盛土の安定性の検討を行ってください。</p> <p>＜溪流等の範囲＞</p> <p>(7) 溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む）</p> <p>0次谷：常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。</p>  <p>一連の谷地形：上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。</p> <p>(イ) (7)からの距離が25メートル以内の範囲</p> <p>イ 谷筋等の傾斜地に盛土を行う場合における措置について（細則11条(2)）</p> <p>細則第11条第2号の規定の目的は、谷筋等の傾斜地で著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合、蛇籠堰堤等を集水暗渠とともに埋設し、かつ、盛土の下部にすべり止め擁壁を設置することにより、盛土内排水の促進及び盛土の安定性を図ることにあります。</p> | <p>問い合わせが多数あったため補足</p> <p>同上</p> |
|-------------|--|----------------------------------|



【p60】

イ 擁壁に関する基準

(追加)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

別表第一（第8条、第30条関係）

| 土質 | 擁壁を要しない勾配の上限 | 擁壁を要する勾配の下限 |
|-------------------------------|--------------|-------------|
| 軟岩（風化の著しいものを除く。） | 60度 | 80度 |
| 風化の著しい岩 | 40度 | 50度 |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの | 35度 | 45度 |

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

【p70】

(2) 擁壁に関する基準

ア 擁壁の設置に関する技術的基準

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

別表第一（第8条、第30条関係）

| 土質 | 擁壁を要しない勾配の上限 | 擁壁を要する勾配の下限 |
|-------------------------------|--------------|-------------|
| 軟岩（風化の著しいものを除く。） | 60度 | 80度 |
| 風化の著しい岩 | 40度 | 50度 |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの | 35度 | 45度 |

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

規定整備

| | | |
|--|---|------------------------|
| <p>(追加)</p> | <p>(規則への委任) <u>令第20条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。</u></p> <p>(技術的基準の特例) <u>細則第12条 令第20条第1項（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地においては、次の各号のいずれかに該当する工法をもつて、令第8条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の擁壁の設置に代えることができる。</u> <u>(1) 間知石空積み工その他の空積み工</u> <u>(2) 積苗工</u> <u>(3) その他知事が適当と認めた工法</u></p> | <p>規定整備（法令追加）</p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>令第8条第1項第2号では、擁壁の種類を鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとするのが規定されています。</u></p> <p><u>細則第12条では、災害防止上支障がない土地には、擁壁に代わる工法を採用することができることを規定しています。</u></p> | <p>問い合わせが多数あったため補足</p> |
| <p>(以下、それぞれ法令規定の題名ごとにタイトルを挿入)</p> <hr/> <p>(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) 令第9条 略</p> <hr/> <p>(練積み造の擁壁の構造) 令第10条 略</p> <hr/> <p>(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用) 令第11条 略</p> | <p><u>イ 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造</u> (鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) 令第9条 略</p> <p><u>ウ 練積み造の擁壁の構造</u> (練積み造の擁壁の構造) 令第10条 略</p> <p><u>エ 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用</u> (設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用) 令第11条 略</p> | <p>規定整備</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>(擁壁の水抜穴) 令第12条</p> <hr/> <p>(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用) 令第13条 略</p> <hr/> <p>(特殊の材料又は構法による擁壁) 令第17条 略</p> | <p><u>オ 擁壁の水抜穴</u> (擁壁の水抜穴) 令第12条</p> <p><u>カ 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用</u> (任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用) 令第13条 略</p> <p><u>キ 特殊の材料又は構法による擁壁</u> (特殊の材料又は構法による擁壁) 令第17条 略</p> | |
| <p>(以下、それぞれ建築基準法関係規定ごとに建築基準告示を追加・補足)</p> <hr/> <p>(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) 令第9条 略 2 略 3 略 一 略 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表一を除く。)、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 ○建築基準法施行令 (鋼材等) 第90条 略 二 表略 この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。</p> <hr/> <p>(コンクリート) 第91条 略</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p><u>イ 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造</u> (鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) 令第9条 略 2 略 3 略 一 略 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表一を除く。)、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 ○建築基準法施行令 (鋼材等) 第90条 略 二 表略 この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。 →Fは、「平成12年12月26日建設省告示第2464号 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件」とおり。</p> <p>(コンクリート) 第91条 略</p> <p><u>(コンクリートの強度)</u> 第74条(略)</p> | <p>同上</p> <p>規定整備(告示追加)</p> <p>規定整備(法令追加)</p> |

| | | |
|--|---|--------------------|
| <p>(追加)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。 (以降略。)</p> | |
| <p>(地盤及び基礎ぐい)</p> <p>第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。 (表略)</p> | <p>→平成12年建設省告示第1450号 コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件</p> <p>(地盤及び基礎ぐい)</p> <p>第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。 (表略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(追加)</p> | <p>→平成13年国土交通省告示第1113号 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(補則)</p> <p>第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。</p> | <p>(補則)</p> <p>第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。</p> | |
| <p>(追加)</p> | <p>→平成12年建設省告示第2466号 高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件 (略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(追加)</p> | <p>→平成13年国土交通省告示第1024号 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 (略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(追加)</p> | <p>→平成13年国土交通省告示第1113号 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)</p> <p>令第11条 略</p> <p>○建築基準法施行令 (基礎)</p> <p>第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。</p> <p>2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。</p> <p>3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、</p> | <p>エ 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用</p> <p>(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)</p> <p>令第11条 略</p> <p>○建築基準法施行令 (基礎)</p> <p>第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。</p> <p>2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。</p> <p>3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、</p> | <p>規定整備</p> |

| | | |
|---|--|--------------------|
| <p>高さ 13 メートル又は延べ面積 3,000 平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積 1 平方メートルにつき 100 キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。</p> <p>4 前 2 項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。</p> <p>5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。</p> <p>6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>高さ 13 メートル又は延べ面積 3,000 平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積 1 平方メートルにつき 100 キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。</p> <p>4 前 2 項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。</p> <p>5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。</p> <p>6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。</p> <p>→平成 12 年建設省告示第 1347 号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件(略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(屋根ふき材等)</p> <p>第 39 条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。</p> <p>2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。</p> <p>3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>(屋根ふき材等)</p> <p>第 39 条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。</p> <p>2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。</p> <p>3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。</p> <p>→昭和 46 年建設省告示第 109 号 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法(略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(組積造の施工)</p> <p>第 52 条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。</p> <p>2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。</p> <p>(コンクリートの材料)</p> <p>第 72 条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。</p> <p>二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。</p> <p>三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。</p> | <p>(組積造の施工)</p> <p>第 52 条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。</p> <p>2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。</p> <p>(コンクリートの材料)</p> <p>第 72 条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。</p> <p>二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。</p> <p>三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| <p>(鉄筋の継手及び定着)</p> <p>第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。</p> <p>一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分</p> <p>二 煙突</p> <p>2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。</p> <p>3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(コンクリートの強度)</p> <p>第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。</p> <p>一 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン(軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン)以上であること。</p> <p>二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。</p> <p>3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(コンクリートの養生)</p> <p>第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>(鉄筋のかぶり厚さ)</p> <p>第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以</p> | <p>(鉄筋の継手及び定着)</p> <p>第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。</p> <p>一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分</p> <p>二 煙突</p> <p>2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。</p> <p>3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。</p> <p><u>→平成12年建設省告示第1463号 (略)</u></p> <p>(コンクリートの強度)</p> <p>第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。</p> <p>一 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン(軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン)以上であること。</p> <p>二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。</p> <p>3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。</p> <p><u>→昭和56年建設省告示第1102号</u></p> <p>(コンクリートの養生)</p> <p>第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>(鉄筋のかぶり厚さ)</p> <p>第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> <p>規定整備</p> |
|--|--|--------------------------------|

| | | |
|---|--|--|
| <p>上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。</p> <p>(追加)</p> | <p>上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。</p> <p>→平成13年建設省告示第1372号 建築基準法施行令第79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件(略)</p> | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| <p>(擁壁の水抜穴)</p> <p>令第12条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> | <p>オ 擁壁の水抜穴</p> <p>(擁壁の水抜穴)</p> <p>令第12条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>令第20条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。</p> <p>(技術的基準の付加)</p> <p>細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)第20条第2項(令第30条において準用する場合を含む。)の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令第12条(令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定により擁壁の裏面に設けなければならない透水層は、その裏面の全面に別表左欄に掲げる擁壁の高さに応じ同表右欄に掲げる厚さのものとすること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であつて軟岩(風化の著しいものを除く。)以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>別表 略</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>令第12条では、擁壁の裏面に透水層を設けなければならないことが規定されて</p> | <p>規定整備</p> <p>規定整備 (法令追加)</p> <p>規定整備 (法令追加)</p> <p>問い合わせが多数あったため補足</p> |

います。

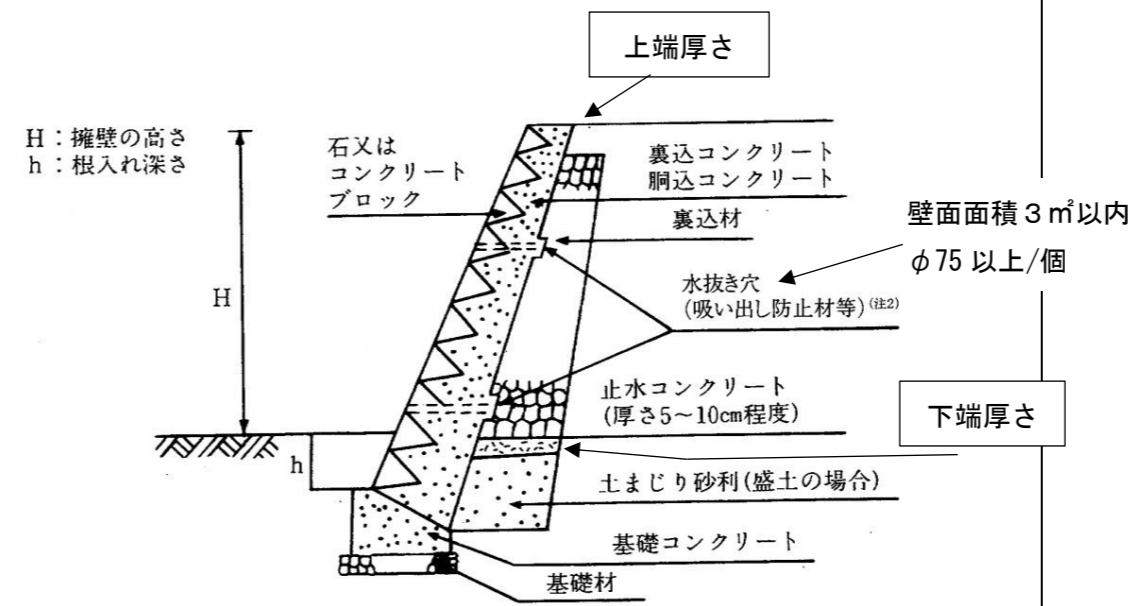
細則第 11 条(1)では、透水層の具体的な厚さを規定しています。

細則第 11 条(1)ただし書の「知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合」には、以下が該当します。

開発行為において設置する擁壁の構造指針における

- ・コンクリート造擁壁の背面に設ける等厚 30 センチメートル以上の透水層
- ・コンクリート造擁壁の背面に設ける透水マット

※ その適正な使用方法については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」
((社) 全国宅地擁壁技術協会、平成 9 年 6 月)によること。



(参考) 間知石練積み造擁壁の透水層の厚さについて

(出典) 盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会編集、令和 5 年 11 月 20 日) 一部加工

開発行為において設置する擁壁の構造指針

【URL: <https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kaihatsukijun.html>】

5 その他

(6) 擁壁の背面排水は、次の規定を満足する構造とすること。

ア 壁面の面積 3 平方メートルにつき 1 箇所の割合で水抜管を千鳥配置する。

イ 水抜管は塩化ビニル管その他これに類する材料を用い、内径 7.5 センチメートル以上とする。

ウ 水抜管は排水方向に適切な勾配をとり、その入口には吸い出し防止材を設置する。

エ コンクリート造擁壁の背面には、擁壁の天端下 30 センチメートルから最下段の水抜管位置まで厚さ 30 センチメートル以上の砂利等を擁壁全長に渡って投

(追加)

| | | |
|---|--|--|
| | <p><u>入し、透水層とする。</u> <u>透水層底面には、高さ5センチメートル以上の止水コンクリートを設置する。</u> <u>オ エの「砂利等」に透水マットを用いて透水層とする場合は、地上高さが5メートル以下の擁壁に限って使用できるものとする。ただし、地上高さが3メートルを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、最下段の水抜管位置に厚さ30センチメートル以上高さ50センチメートル以上の砂利又は碎石を透水マットの背面に擁壁全長に渡って設置すること。この場合も底面には高さ5センチメートル以上の止水コンクリートを設置する。</u></p> | |
| <p>【p69】 ウ 崖面崩壊防止施設に関する基準 法令略</p> | <p>【p84】 (3) 崖面崩壊防止施設に関する基準 法令略</p> | 規定整備 |
| <p>【p70】 エ 崖面及びその他の地表面に関する基準 法令略</p> | <p>【p84】 (4) 崖面及びその他の地表面に関する基準 法令略</p> | 規定整備 |
| <p>【p70】 オ 排水施設に関する基準 (排水施設の設置に関する技術的基準) 令第16条 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> | <p>【p85】 (5) 排水施設に関する基準 (排水施設の設置に関する技術的基準) 令第16条 略</p> <p>(規則への委任) <u>令第20条 (略)</u> 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。</p> <p>(技術的基準の付加) <u>細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)第20条第2項(令第30条において準用する場合を含む。)の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。</u> (1)～(2) 略 (3) <u>排水施設の管渠の断面積を決定する場合における計画流出量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。</u> ア 10分間降雨量 20ミリメートル イ 流出係数 0.8以上</p> <p>令第16条では、排水施設の設置に関する技術的基準が規定されています。 細則第11条第3号では、計画流出量の算定に必要な数値を規定しています。</p> | <p>規定整備</p> <p>規定整備 (法令追加)</p> <p>規定整備 (法令追加)</p> <p>問い合わせが多数あったため補足</p> |

管渠とは、地表水や地下水の流下のために設けるもの全般であり、埋設管等の暗渠だけでなく、U形側溝などの開渠も含まれます。

計画流出量の算定については、次の式を満足させてください。

$$\text{計画流出量 (Q)} < \text{計画流下量 (Q')}$$

ア 計画流出量 (Q) の算定

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

f : 流出係数 0.8 (細則第 11 条(3)イ)

r : 降雨強度 120 mm/hr (細則第 11 条(3)ア)

A : 集水面積 (ha)

排水施設の計画については、工事をする土地の区域内の流域のほか、当該区域外で当該区域内に雨水が流入する部分も流域として検討してください。

当該区域外における計画流出量の算定については、流出係数 0.8 以外に、土地利用形態に応じた係数を採用することも可能です。ただし、申請書類には、採用した係数の根拠を示してください。

参考：土地利用形態に応じた係数（工事をする土地の区域外）

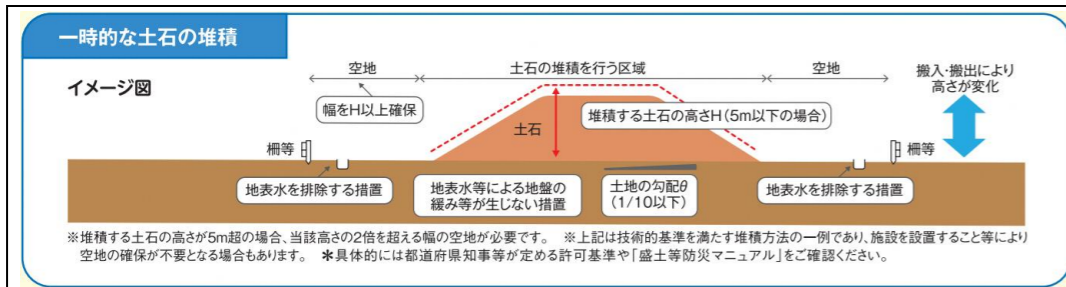
・国土交通省河川砂防技術基準 同解説・計画編

| 土地利用形態 | 流出係数 |
|--------|------|
| 密集市街地 | 0.9 |
| 一般市街地 | 0.8 |
| 畑原野 | 0.6 |
| 水田 | 0.7 |
| 山地 | 0.7 |

・重要開発調整地に関する技術的基準 同解説（京都府）

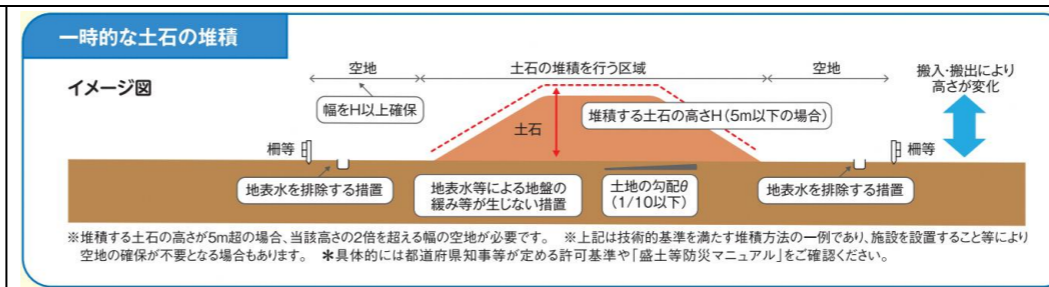
| 土地の種類別の流出係数と土地利用の参考例 | | |
|----------------------|------|--|
| 土地の種類 | 流出係数 | 土地利用の参考例 |
| 雨水の浸透が非常に少ない土地 | 0.9 | 建物、アスファルトやコンクリートで舗装された道路・駐車場等（排水性舗装を含む）、人工法面（張りコンクリート、防草シー |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|------------------------------|-------------|-----|---|------------|-----|--------|---------------|-----|-------|--|
| | <table border="1" data-bbox="1406 245 2249 613"> <tr> <td></td> <td></td> <td>ト等)、太陽光パネル、調整池や河川等の水面を有するもの等</td> </tr> <tr> <td>雨水の浸透が少ない土地</td> <td>0.8</td> <td>公園、ゴルフ場、グラウンド、碎石等で舗装された道路・駐車場等、人工法面(緑化)、芝地等</td> </tr> <tr> <td>雨水の浸透が多い土地</td> <td>0.7</td> <td>水田、山地等</td> </tr> <tr> <td>雨水の浸透が非常に多い土地</td> <td>0.6</td> <td>畑、原野等</td> </tr> </table> <p data-bbox="1299 663 1673 695">イ 計画流下量 (Q') の算定</p> $Q' = WA \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$ <p data-bbox="1377 753 1670 785">WA : 流下断面積 (m²)</p> <p data-bbox="1377 798 1629 829">V : 流速 (m/sec)</p> <p data-bbox="1326 888 2249 963">流速は、 Manning又はクッターの公式により算出するのが一般的(以下は Manning式)であり、0.8~3.0 m/secを標準とします。</p> $V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \quad (\text{m/sec})$ <p data-bbox="1353 1068 1629 1100">R = WA / WP (m)</p> <p data-bbox="1377 1113 1576 1144">R : 径深 (m)</p> <p data-bbox="1377 1157 1596 1188">WP : 潤辺長 (m)</p> <p data-bbox="1326 1247 2249 1323">流下断面は、土砂の堆積等を考慮して、開水路の場合は2割の余裕高(8割水深)、管路の場合は余裕高なしの満流状態とするのが一般的です。</p> | | | ト等)、太陽光パネル、調整池や河川等の水面を有するもの等 | 雨水の浸透が少ない土地 | 0.8 | 公園、ゴルフ場、グラウンド、碎石等で舗装された道路・駐車場等、人工法面(緑化)、芝地等 | 雨水の浸透が多い土地 | 0.7 | 水田、山地等 | 雨水の浸透が非常に多い土地 | 0.6 | 畑、原野等 | |
| | | ト等)、太陽光パネル、調整池や河川等の水面を有するもの等 | | | | | | | | | | | | |
| 雨水の浸透が少ない土地 | 0.8 | 公園、ゴルフ場、グラウンド、碎石等で舗装された道路・駐車場等、人工法面(緑化)、芝地等 | | | | | | | | | | | | |
| 雨水の浸透が多い土地 | 0.7 | 水田、山地等 | | | | | | | | | | | | |
| 雨水の浸透が非常に多い土地 | 0.6 | 畑、原野等 | | | | | | | | | | | | |
| <p data-bbox="231 1388 308 1419">【p71】</p> <p data-bbox="249 1430 750 1505">(2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準略</p> | <p data-bbox="1258 1388 1335 1419">【p87】</p> <p data-bbox="1246 1430 1751 1505">2 特定盛土等に関する工事の技術的基準略</p> | <p data-bbox="2267 1430 2383 1461">規定整備</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p data-bbox="231 1539 308 1570">【p72】</p> <p data-bbox="249 1581 750 1656">(3) 土石の堆積に関する工事の技術的基準法令略</p> | <p data-bbox="1258 1539 1335 1570">【p88】</p> <p data-bbox="1246 1581 1751 1656">3 土石の堆積に関する工事の技術的基準法令略</p> | <p data-bbox="2267 1581 2383 1612">規定整備</p> | | | | | | | | | | | | |



(出典) 国土交通省 盛土規制法パンフレット (事業者用)

(追加)



(出典) 国土交通省 盛土規制法パンフレット (事業者用)

土石の堆積に係る「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です(「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」による。)

運用の明確化

【p73】
 (4) 設計者の要件
 法令略

(追加)

【p90】
 4 設計者の要件
 法令略

令 21 条においては、①高さが 5 m を超える擁壁の設置と②盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置について、資格を有する者の設計によるものとされています。

①について、土石の堆積で擁壁を設置することは想定されませんが、設置する計画である場合には設計者資格が必要となります。

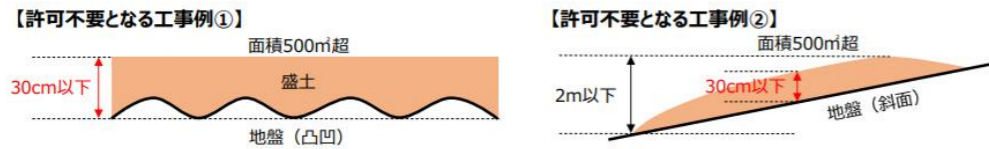
②について、「盛土又は切土をする土地」を要件としているため、土石の堆積は対象外となります。

運用の明確化

| | |
|--------------|---|
| 設計者の資格を要する設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 5 m を超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置 |
| 設計者の資格 | <ul style="list-style-type: none"> ① 大学の土木・建築過程を卒業後、2 年以上の実務経験を有する者 ② 短期大学（3 年制）の土木・建築過程を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者 ③ 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築過程を卒業後、4 年以上の実務経験を有する者 ④ 高等学校、中等教育学校、旧制中学校の土木・建築過程を卒業後、7 年以上の実務経験を有する者 ⑤ 土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有する者で、 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>登録講習機関の講習を修了した者（宅地造成技術講習の受講者（令和8年4月1日時点））</p> <p>⑥ 大学院等で土木・建築過程を1年以上在学して土木・建築関係を専攻した後、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>⑦ 技術士合格者</p> <p>⑧ 一級建築士</p> <p>⑨ その他主務大臣が規則 35 条 1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</p> <p>※ 上記の学校等、実務経験及び技術士には、対象となる分野が限られていますので、条文をよく確認してください。</p> | |
| <p>【p75】</p> <p>⑤ 特定盛土等規制区域内の工事の技術的基準 略</p> | <p>【p93】</p> <p>5 特定盛土等規制区域内の工事の技術的基準 略</p> | 規定整備 |
| <p>【p76】</p> <p>2 細則基準 略</p> | <p>【p94】</p> <p>(削る)</p> | 規定整備（順番変更） |
| <p>【p80】</p> <p>③ 具体的事例の考え方</p> <p>(1) 盛土等の一体性の判断について 略</p> <p>(2) 許可が不要となる盛土等の範囲の運用等について 法令略</p> <p>高さ 2 m以下の盛土又は切土（以下この項において「盛土等」という。）であつて、盛土等をする厚さが 30cm を超えないもの（令第 3 条第 5 号の盛土等に限る。）については、以下のとおり、許可が不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 12 条第 1 項ただし書により、宅地造成等に関する工事の許可が不要 ・法第 30 条第 1 項ただし書により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可が不要 <p>2 m以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差を表します。 盛土等をする前後の地盤面の「標高差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）を表します。 許可が不要となる盛土等をする前後の地盤面の標高差は、都道府県規則で別に</p> | <p>【p94】</p> <p>⑥ 具体的事例の考え方</p> <p>(1) 盛土等の一体性の判断について 略</p> <p>(削る)</p> | <p>規定整備（順番変更）</p> <p>→本新旧対照表 p12 「12」へ移動</p> |

定めることができることとなっていますが、京都府においては別に定めはありません。

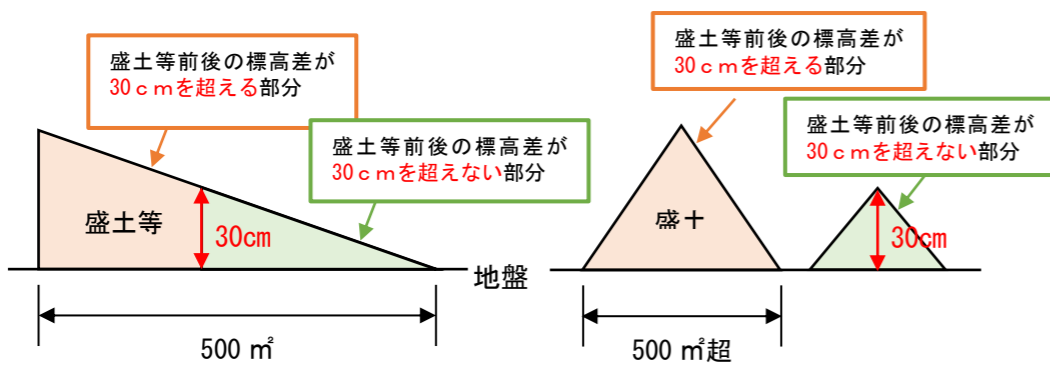


| 要件 | ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|---------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| イメージ図 | | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合で、盛土等全体の面積が500m²超となるものは、盛土等全体を許可等の対象とします(上図「(参考)規制対象となる土地の形質の変更(盛土・切土)」の①～④を除く)。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分が一体の盛土等であるかは、両者の相互依存性によって判断します。



➤ 一体の盛土等であることから、両者の相互依存性がある場合
→ 全体の面積が500m²超の場合、全体を許可等の対象とする。

➤ 物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合
→ 盛土等前後の地盤標高差が30cmを超える部分の面積が500m²超の場合、30cmを超える部分を許可等の対象とする。

(3) 土石の堆積に期間について
略

(2) 土石の堆積に期間について
略

| <p>(4) 両規制区域にわたる工事について 略</p> | <p>(3) 両規制区域にわたる工事について 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------------------------|--|-----------------------------|----|-------|-----|--------|-------|-----|------|--------|-----|--------|-----|--------|-------|-----|-------|-----|-----------------------|--|-----|--------------------|
| <p>【p84】 4 その他 略</p> | <p>【p96】 7 その他 略</p> | <p>規定整備</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【p88】 (追加)</p> | <p>【p100】 ・ <u>建築基準法告示</u></p> <p><u>○平成 12 年建設省告示第 2464 号（抜粋）</u> 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条、第 92 条、第 96 条及び第 98 条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。</p> <p>第 1 鋼材等の許容応力度の基準強度</p> <p>一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1299 1136 2249 1486"> <thead> <tr> <th colspan="2">鋼材等の種類及び品質</th> <th>基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">丸鋼</td> <td>SR235</td> <td rowspan="2">235</td> </tr> <tr> <td>SRR235</td> </tr> <tr> <td>SR295</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">異形鉄筋</td> <td>SDR235</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>SD295A</td> <td rowspan="2">295</td> </tr> <tr> <td>SD295B</td> </tr> <tr> <td>SD345</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>SD390</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鉄線の径が 4 ミリメートル以上の溶接金網</td> <td>295</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、(中略。) SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345 及び SD390 は、JIS G3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) -1987 に定める SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345 及び SD390 を、SRR235 及び SDR235 は、JIS G3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) -1987 に定める SRR235 及び SDR235 を、それぞれ表すものとする。(以下略。)</p> <p><u>○平成 12 年建設省告示第 1450 号</u> コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める</p> | 鋼材等の種類及び品質 | | 基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン) | 丸鋼 | SR235 | 235 | SRR235 | SR295 | 295 | 異形鉄筋 | SDR235 | 235 | SD295A | 295 | SD295B | SD345 | 345 | SD390 | 390 | 鉄線の径が 4 ミリメートル以上の溶接金網 | | 295 | <p>規定整備 (告示追加)</p> |
| 鋼材等の種類及び品質 | | 基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丸鋼 | SR235 | 235 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SRR235 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SR295 | 295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 異形鉄筋 | SDR235 | 235 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SD295A | 295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SD295B | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SD345 | 345 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SD390 | 390 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄線の径が 4 ミリメートル以上の溶接金網 | | 295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 91 条及び第 97 条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 91 条第 1 項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第 74 条第 1 項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の 3 分の 1 の数値とすることができる。

| 鉄筋の使用位置 | | 設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン） | |
|---------|----------------|-------------------------------|------------------------|
| | | 22.5 以下の場合 | 22.5 を超える場合 |
| (一) | はりの上端 | $\frac{1}{15}F$ | $0.9 + \frac{2}{75}F$ |
| (二) | (一) に示す位置以外の位置 | $\frac{1}{10}F$ | $1.35 + \frac{1}{25}F$ |

この表において、F は、設計基準強度を表すものとする。

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の 2 倍の数値とする。

第 2 令第 91 条第 1 項に規定する設計基準強度が 1 平方ミリメートルにつき 21 ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ 3 分の 1 を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + \frac{F}{100}$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）
 F 設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）

第3 令第97条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第1第一号に定める数値の3倍の数値とする。

2 令第97条に規定する設計基準強度が1平方ミリメートルにつき21ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第2に定める数値の3倍の数値とする。

○昭和56年建設省告示第1102号

設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準を定める等の

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第74条第1項第二号の規定に基づき、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を次の第1のように定め、同条第2項の規定に基づき、コンクリートの強度試験を次の第2のように指定する。

第1 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行ったものについて強度試験を行った場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

二 コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行った場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に10分の7を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が91日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

三 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行ったものについて強度試験を行った場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じて次の表に掲げる構造体強度補正值を加えて得た数値以上であること。

| セメントの種類 | | 養生期間中の平均気温 | 構造体強度補正值 |
|--------------|----------|------------|----------|
| 普通ポルトランドセメント | Fc≤36の場合 | 25≤θの場合 | 6 |
| | | 10≤θ<25の場合 | 3 |

| | | | |
|--|------------------|------------------------|----|
| | | $\theta < 10$ の場合 | 6 |
| | 36 < Fc ≤ 48 の場合 | 15 ≤ θ の場合 | 9 |
| | | $\theta < 15$ の場合 | 6 |
| | 48 < Fc ≤ 60 の場合 | 25 ≤ θ の場合 | 12 |
| | | $\theta < 25$ の場合 | 9 |
| | 60 < Fc ≤ 80 の場合 | 25 ≤ θ の場合 | 15 |
| | | 15 ≤ $\theta < 25$ の場合 | 12 |
| | | $\theta < 15$ の場合 | 9 |
| 早強ポルトランドセメント | Fc ≤ 36 の場合 | 5 ≤ θ の場合 | 3 |
| | | $\theta < 5$ の場合 | 6 |
| 中庸熱ポルトランドセメント | Fc ≤ 36 の場合 | 10 ≤ θ の場合 | 3 |
| | | $\theta < 10$ の場合 | 6 |
| | 36 < Fc ≤ 60 の場合 | — | 3 |
| | 60 < Fc ≤ 80 の場合 | — | 6 |
| 低熱ポルトランドセメント | Fc ≤ 36 の場合 | 15 ≤ θ の場合 | 3 |
| | | $\theta < 15$ の場合 | 6 |
| | 36 < Fc ≤ 60 の場合 | 5 ≤ θ の場合 | 0 |
| | | $\theta < 5$ の場合 | 3 |
| | 60 < Fc ≤ 80 の場合 | — | 3 |
| 高炉セメントB種 | Fc ≤ 36 の場合 | 25 ≤ θ の場合 | 6 |
| | | 15 ≤ $\theta < 25$ の場合 | 3 |
| | | $\theta < 15$ の場合 | 6 |
| フライアッシュセメントB種 | Fc ≤ 36 の場合 | 25 ≤ θ の場合 | 6 |
| | | 10 ≤ $\theta < 25$ の場合 | 3 |
| | | $\theta < 10$ の場合 | 6 |
| この表において、Fc 及び θ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Fc 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) θ 養生期間中の平均気温 (単位 摂氏度) | | | |

第2 コンクリートの強度を求める強度試験方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格 A1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) -2012
- 二 日本産業規格 A1107 (コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法) -2012のうちコアの強度試験方法

○平成13年国土交通省告示第1113号

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第93条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第1に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方

法を第2から第6に定め、並びに同令第94条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第7に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第8に定める。

第1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 動的貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤にスクリーウエイト貫入試験の荷重が1キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方2メートルを超え5メートル以内の距離にある地盤にスクリーウエイト貫入試験の荷重が500ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

| | 長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合 | 短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合 |
|-----|--|---|
| (一) | $q_a = \frac{1}{3} i_c \alpha C N_c (+i_y \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$ | $q_a = \frac{2}{3} (i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$ |
| (二) | $q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$ | $q_a = 2q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$ |
| (三) | $q_a = 30 + 0.6 \sqrt{N_{sw}}$ | $q_a = 60 + 1.2 \sqrt{N_{sw}}$ |

この表において、 q_a 、 i_c 、 i_y 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_γ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N'

及び \bar{N}_{sw} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

qa 地盤の許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

ic、iy及びiq 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$ic = iq = (1 - \theta/90)^2$$

$$iy = (1 - \theta/\phi)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 θ 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角
 (θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。) (単位 度)
 ϕ 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位 度)

α 及び β 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

| 基礎荷重面の形状 係数 | 円形 | 円形以外の形状 |
|----------------|-----|-------------------------|
| α | 1.2 | $1.0 + 0.2 \frac{B}{L}$ |
| β | 0.3 | $0.5 - 0.2 \frac{B}{L}$ |

この表において、B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ (単位 メートル) を表すものとする。

C 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

B 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 メートル)

N_c 、 N_y 及び N_q 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

| 内部摩擦角 支持力係数 | 0度 | 5度 | 10度 | 15度 | 20度 | 25度 | 28度 | 32度 | 36度 | 40度以上 |
|----------------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|-------|
| N_c | 5.1 | 6.5 | 8.3 | 11.0 | 14.8 | 20.7 | 25.8 | 35.5 | 50.6 | 75.3 |
| N_y | 0 | 0.1 | 0.4 | 1.1 | 2.9 | 6.8 | 11.2 | 22.0 | 44.4 | 93.7 |
| N_q | 1.0 | 1.6 | 2.5 | 3.9 | 6.4 | 10.7 | 14.7 | 23.2 | 37.8 | 64.2 |

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_y 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)

γ_2 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)

Df 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 メートル)

qt 平板載荷試験による降伏荷重度の2分の1の数値又は極限応力度の3分の1の数値のうちいずれか小さい数値 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

N' 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

| | | | |
|-------------|---------|-----------------|-------|
| 地盤の種類 係数 | 密実な砂質地盤 | 砂質地盤（密実なものを除く。） | 粘土質地盤 |
| | 12 | 6 | 3 |

$\overline{N_{sw}}$ 基礎の底部から下方 2メートル以内の距離にある地盤のスクリーウエイト貫入試験における 1メートルあたりの半回転数（150 を超える場合は 150 とする。）の平均値（単位 回）

第3 セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体（セメント系固化材を改良前の地盤と混合し固結したものをいう。以下同じ。）の許容応力度を定める方法は、次の表に掲げる改良体の許容応力度によるものとする。この場合において、改良体の設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下第3において同じ。）は、改良体から切り取ったコア供試体若しくはこれに類する強度に関する特性を有する供試体について行う強度試験により得られた材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の数値又はこれと同程度に構造耐力上支障がないと認められる圧縮強度の数値以下とするものとする。

| | |
|---|---|
| 長期に生ずる力に対する改良体の許容応力度（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン） | 短期に生ずる力に対する改良体の許容応力度（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン） |
| $\frac{1}{3}F$ | $\frac{2}{3}F$ |
| この表において、Fは、改良体の設計基準強度（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）を表すものとする。 | |

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によることができるものとする。

| | |
|--|--------------------------------|
| 長期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合 | 短期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合 |
| $q_a = \frac{1}{3}q_b$ | $q_a = \frac{2}{3}q_b$ |
| この表において、 q_a 及び q_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。 q_a 改良された地盤の許容応力度（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン） q_b 平板載荷試験又は載荷試験による極限応力度（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン） | |

第5～第8（略）

| | | |
|--|---|--|
| <p>【p88】 参考様式（委任状）</p> <p>京都府知事 様</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>私は、下記のとおり代理人を定め、<u>盛土規制法</u> _____に基づく許可申請その他の手続きを委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（表略）</p> <p>注：委任事項欄には、委任の範囲を記入してください。（例：<u>宅地造成及び特定盛土等 規制法</u>第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領ま で）</p> | <p>【p106】 参考様式（委任状）</p> <p>京都府知事 様 <u>京都府 広域振興局長 様</u> <u>京都府 土木事務所長 様</u></p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>私は、下記のとおり代理人を定め、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律 第 191 号。以下「法」という。）</u>に基づく許可申請その他の手続_を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（表略）</p> <p>注：委任事項欄には、委任の範囲を記入してください。（例：<u>法</u> _____第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領ま で）</p> | <p>運用の明確化</p> <p>規定整備（用語の統一）</p> <p>同上</p> |
| <p>【p90】 参考様式（周知措置報告書）</p> <p style="text-align: center;">周知措置報告書</p> | <p>【p108】 参考様式（周知措置報告書）</p> <p style="text-align: center;">周知措置報告書</p> | <p>運用の明確化</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">工事主 住所 氏名 (電話)</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下略)</p> | <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p>京都府 広域振興局長 様</p> <p>京都府 土木事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">工事主 住所 氏名 (電話)</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下略)</p> | |
| <p>【p92】 (追加)</p> | <p>【p110】 参考様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p>京都府 広域振興局長 様</p> <p>京都府 土木事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名</p> | <p>留意事項通知別紙 p6～7 参照。 左記確認事項については、当該事項を基礎づける事実の確認が困難であるため、誓約書により確認することとする。 なお、書きぶりについては、他自治体の様式を参考とした（京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県でほぼ同一の様式が使用されていたため、本府も平仄を合わせることにした）。</p> |

| | | |
|--|---|------------------|
| | <p style="text-align: center;"><u>申請者等の信用に係る誓約書</u></p> <p><u>私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）に基づく申請等を行うにあたって、次の事項について誓約します。</u></p> <p><u>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。</u></p> <p><u>1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>(2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（京都府知事等が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）</u></p> <p><u>(3) 法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。）</u></p> <p><u>(4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p><u>2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。</u></p> | |
| <p>【p93】 改正履歴 令和 7 年 5 月 1 日 マニュアル策定（規制区域指定）</p> | <p>【p112】 改正履歴 令和 7 年 5 月 1 日 マニュアル策定（規制区域指定） 令和 8 年 5 月 1 日 マニュアル改正</p> | <p>改正履歴の時点修正</p> |